介 護 サ ー ビ ス 事 業 者 基 準 確 認 シ ー ト (令和6年度版)

<u>通所リハビリテーション</u> <u>介護予防通所リハビリテーション</u>

指定番号	号		
事業所名	例		
<u>所 在</u> 均	th		
<u>/// 11 2</u>			
電話番号	号		
記入者	名		
= 1 / 1		/ T	



基準確認シートについて

1 趣旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営並びに介護給付費の算定に関する基準を遵守しているか、常に確認することが必要です。

そこで、さいたま市では、法令及び関係通知を基に基準確認シートを作成しましたので、定期的に自己点検 を行う等、適正な事業運営及び介護サービスの質の向上のためにご活用ください。

2 実施方法

- ① 毎年定期的に基準確認を行って下さい。
- ② 複数の職員で検討の上、点検してください。
- ③ 点検結果について、該当する項目へチェックを入れてください。

3 留意事項

- ① 事業所への運営指導が行われるときは、併せて1ページ目の「事業所概要」を記入し、他の必要書類とともに市へ提出してください。この場合、控えを必ず保管してください。
- ② 令和6年4月・5月に適用となる改正後の旧3加算(介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算)、令和6年6月から適用となる一本化後の「介護職員等処遇改善加算」のうち経過措置として令和7年3月末までの間に算定できる区分(V)(1)~(14)については、省略しています。
- ③ この「基準確認シート」は、令和7年4月18日までの情報により作成しています。省令や告示、通知などは随時改正される場合がありますので、必要に応じて、厚生労働省のウェブサイト「介護保険最新情報」などを確認してください。

「桂	 拠法令」の欄は、	、次	を参照してください。
	条 例		さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
	来		(平成24年12月27日さいたま市条例第68号)
	予 防 条 例		さいたま市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する
			条例(平成24年12月27日さいたま市条例第69号)
0	法		介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)
0	施 行 令	•••	介護保険法施行令(平成10年12月24日政令第412号)
0	施行規則	•••	介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)
	「平11厚令		指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
	3 7 🛮	•••	(平成11年3月31日厚生省令第37号)
	「平11老企		指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について
	2 5]	•••	(平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
	「平12厚告		指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
	19]		(平成12年2月10日厚生省告示第19号)
			指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居
	「平12老企		宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費
	3 6 🛮		用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年
			3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
	「平27厚労		厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等
	告94」		(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)
	「平27厚労		厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)
	告95」		序工分倒八年が足める基件(「成2~午3月23日序工分倒自日小和23つ)
	「平27厚労		厚生労働大臣が定める施設基準
	告96」		(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号)
	「高齢者虐待		高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
	防止法」		(平成17年法律第124号)

基準確認シート 目 次

項目	内 容	ページ
第1	一般原則	
1-1	一般原則	6
第2	基本方針	
2-1	通所リハビリテーション事業の基本方針	6
2-2	介護予防通所リハビリテーション事業の基本方針	6
第3	人員に関する基準	
3–1	用語の定義	6
3-2	通所リハビリテーション事業所	8
3–3	診療所	8
3-4	介護予防通所リハビリテーション事業の人員基準	9
第4	設備に関する基準	<u> </u>
4-1	通所リハビリテーション事業所の設備基準	9
4-2	介護予防通所リハビリテーション事業の設備基準	10
第5	運営に関する基準	<u>.</u>
5-1	内容及び手続きの説明及び同意	11
5-2	提供拒否の禁止	11
5-3	サービス提供困難時の対応	11
5-4	受給資格等の確認	11
5-5	要介護認定の申請に係る援助	11
5-6	心身の状況等の把握	11
5-7	居宅介護支援事業者等との連携	11
5–8	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	11
5–9	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	12
5-10	居宅サービス計画等の変更の援助	12
5-11	サービスの提供の記録	12
5-12	利用料等の受領	12
5-13	保険給付の請求のための証明書の交付	13
5-14	通所リハビリテーションの基本取扱い方針	13
5-15	通所リハビリテーションの具体的取扱方針	14
5-16	介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針	15
5-17	介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針	16
5-18	介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意点	17
5-19	安全管理体制等の確保	18
5-20	高齢者虐待の防止	18
5-21	利用者に関する市町村への通知	19
5-22	緊急時等の対応	19
5-23	管理者等の責務	19
5-24	運営規程	19
5-25	勤務体制の確保等	20
5-26	業務継続計画の策定	21
5-27	定員の遵守	23
5-28	非常災害対策	23
5-29	衛生管理等	23
5-30	掲示	25

項目	内 容	ページ
5-31	秘密保持等	26
5-32	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	26
5-33	苦情処理	26
5-34	地域との連携	27
5-35	事故発生時の対応	27
5-36	虐待の防止	27
5-37	会計の区分	29
5-38	記録の整備	29
5-39	電磁的記録等	30
第6	変更の届出等	
6-1	変更の届出等	31
第7	介護給付費の算定及び取扱い	
7–1	基本的部分(介護予防も同様)	31
7-2	所要時間の取扱い	32
7-3	定員超過利用、人員基準欠如に該当する場合の所定単位数の算定について	33
7–4	感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少	33
7-5	高齢者虐待防止措置未実施減算	33
7-6	業務継続計画未策定減算	34
7–7	1時間以上2時間未満の通所リハビリテーションで理学療法士等を2名以上配置している場合(理学療法士等体制強化加算)	34
7-8	事業所規模による区分の取扱い	34
7–9	連続して延長サービスを行った場合に係る加算(延長加算)	35
7-10	リハビリテーション提供体制加算	36
7–11	通所リハビリテーションの提供について	36
7-12	入浴介助加算	37
7-13	リハビリテーションマネジメント加算	38
7-14	短期集中個別リハビリテーション加算	41
7-15	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	42
7-16	生活行為向上リハビリテーション実施加算(介護予防も同様)	43
7–17	若年性認知症利用者受入加算(介護予防も同様)	45
7–18	栄養アセスメント加算(介護予防も同様)	45
7-19	栄養改善加算(介護予防も同様)	46
7-20	口腔・栄養スクリーニング加算(介護予防も同様)	48
7-21	口腔機能向上加算(介護予防も同様)	49
7-22	サービス種類相互算定関係	52
7-23	重度療養管理加算	52
7-24	科学的介護推進体制加算(介護予防も同様)	52
7-25	中重度者ケア体制加算	53
7-26	同一建物に居住する者に対するサービス(介護予防も同様)	54
7-27	送迎減算	55
7-28	退院時共同指導加算	55
7-29	移行支援加算	56
7-30	一体的サービス提供加算(介護予防)	57
7-31	サービス提供体制強化加算(介護予防も同様)	57
7-32	介護職員処遇改善加算(介護予防も同様)	59

事業所概要

サービス提供体制等

併設又は隣接する高齢者向け集合住宅 (特定施設入居者生活介護の指定を受けていない「住宅型有料老人ホーム」又は「サービス付き高齢者向け住宅」)	(□有 ・ □無) 「有」の場合、当該高齢者向け集合住宅の名 称 ()	※該当する区分にチェックを入れ てください
他の併設事業所の種別(介護サービス)	例)居宅介護支援、訪問看護	

実利用者数 (利用者の区分・暦月ごとの実利用者の数)

利用者の区分	基準月の前々月		基準月の前月			基準月:運営指導の実 施月の前々月			
	令和	年	月	令和	年	月	令和	年	月
要介護者									
要支援者									
合計									
3か月間の利用者数の平均(合計÷3)									

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令
第1 一般原	則		
1-1 一般原則	① 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。	□はい □いいえ	条例第3条 第1項 予防条例第3条 第1項
	② 地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健 医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。	□はい□いいえ	条例第3条 第2項 予防条例第3条 第2項
	③ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。	□はい□いいえ	条例第3条 第3項 予防条例第3条 第3項
	③ 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。	□はい□いいえ	条例第3条 第4項 予防条例第3条 第4項
	※指定居宅サービスの提供に当たっては、介護保険法第 118 条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものである。		
	※この場合において、「科学的介護情報システム(LIFE:Long-term care Information system For Evidence)」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい。		
第2 基本方	針		
2-1 通所リハビ リテーショ ン事業の基 本方針	通所リハビリテーションの事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより利用者の心身の機能の維持回復を図るものとなっていますか。	□はい □いいえ	条例第 123 条
2-2 介護予防通 所リハビリ テーション 事業の基本 方針	介護予防通所リハビリテーションの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。	□はい □いいえ	予防条例第 104 条
第3 人員に	関する基準		
3-1 用語の定義	「常勤換算方法」 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。)に達していることをいうものです。 ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が施設として数している。		平 11 老企 25 第 2 の 2 の (3)
	て整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取扱うことを可能とします。 ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)第 13 条第 1 項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福		

祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置(以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。 ※「専ら従事する・専ら提供に当たる」 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しな	平 11 老企 25 第 2 の 2 の (4)
いことをいうものです。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所におけるサービスの単位ごとの時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。 ただし、通所リハビリテーションについてはあらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一業種の従業者と交代する場合には、	
それぞれのサービス提供時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りるものとする。 また、通所リハビリテーション(1時間以上2時間未満に限る)又は介護予防通所リハビリテーションが保険医療機関において医療保険の脳血管疾患等リハビリテーション科、廃用症候群リハビリテーション科、運動器リハビリテーション科又は呼吸器リハビリテーション科のいずれかを算定すべきリハビ	
リテーションが同じ訓練室で実施されている場合に限り、専ら当該通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は医療保険の脳血管疾患等リハビリテーション科、廃用症候群リハビリテーション科、運動器リハビリテーション科又は呼吸器リハビリテーション科のいずれかを算定すべきリハビリテーションに従事して差し支えない。	
ただし、当該従業者が通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーションに従事していない時間帯については基準第111条第1項第二号又は第2項の従業者の員数及び厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)の第二十四号の3の従業者の合計数に含めない。	
「常勤」 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。)に達していることをいうものです。	平 11 老企 25 第 2 の 2 の (1)
ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が施設として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取扱うことを可能とします。	
同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該 事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるもの については、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間 数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。例えば、1 の事業者によって行われる通所リハビリテーション事業所と居宅介護支援事 業所が併設されている場合、通所リハビリテーション事業所の管理者と居宅介 護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間 に達していれば、常勤要件を満たすことになります。	
また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法 (昭和22 年法律第49 号) 第65 条に規定する休業 (以下「産前産後休業」という。)、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業 (以下「育児休業」という。)、同条第2号に規定する介護休業 (以下「介護休業」という。)、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置	

3-2	又は同法第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業(以下「育児休業に準ずる休業」という。)を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。 ① 通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1人以上の数に	□はい	条例第 124 条
通所リハビ	なっていますか。		第1項
リテーショ		□いいえ	
ン事業所 【診療所 を除く】 (1)医師	② 常勤の医師がいますか。 ※通所リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であって、病院又は診療所(医師については介護老人保健施設又は介護医療院の人員基準を満たす余力がある場合に限る。)と併設されているものについては、当該病院又は診療所の常勤医師との兼務で差し支えありません。	□はい□いいえ	条例第 124 条 第 3 項 平 11 老企 25 第 3 の 7 の 1 の (1)①
	※通所リハビリテーション事業所のみなし指定を受けた介護老人保健施設又は 介護医療院においては、当該介護老人保健施設又は当該介護医療院の医師の配 置基準を満たすことをもって、通所リハビリテーション事業所の医師の常勤配 置に係る基準を満たしているものとみなすことができます。		to be life and a
(2)理学療	③ 通所リハビリテーションの単位の利用者の数が、10人以下の場合は、その提供時間帯を通じて専ら当該通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師若しくは介護職員(以下「従業者」という。)が1人以上確保されていますか。	□はい□いいえ	条例第 124 条 第 2 項 2 号
法士、作業	④ 通所リハビリテーションの単位の利用者の数が 10 人を超える場合は、提供	□はい	条例第 124 条
療法士若し	時間を通じて専ら当該通所リハビリテーションの提供に当たる従業者が利用者		第1項第2号ア
くは言語聴	の数を10で除した数以上確保されていますか。	□いいえ	310 - 3010 - 3
覚 士又は看 護 職員若し く は介護職	※単位とは、利用者(当該通所リハビリテーション事業者が介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、通所リハビリテーションの事業と介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーションの利用者。)に対して一体的に行われるものをいいます。		平 11 厚令 37 第 111 条第 1 項第 2 号イ
員	⑤ 上記①及び②に掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる	□はい	条例第 124 条
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が 100 人又はその端数を増す	□いいえ	
	ごとに1人以上確保されていますか。		平 11 厚令 37 第 111 条第 1 項 第 2 号口
	※「専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴		· · · · · ·
	寛士が、利用者が 100 人又はその端数を増すことに 1 以上確保する」とは、指 定リハビリテーションのうち、リハビリテーションを提供する時間帯に、当該 職種の従東者が常に確保されるよう以西な配置を行うよう実めたまのでなり		平 11 老企 25 第 3 の 7 の 1(1)
	職種の従事者が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものであり、 所要時間1時間から2時間の通所リハビリテーションを行う場合であって、定		の②ハ
	所要時間1時間から2時間の通所リハヒリケーションを行り場合であって、定期的に適切な研修を修了している看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ師がリハビリテーションを提供する場合は、これらの者を当該単位におけるリハビリテーションの提供に当たる理学療法士等として計算することができます。		平 11 老企 25 第 3 の 7 の 1(1) の②へ
	※従業者1人が1日に行うことができる指定通所リハビリテーションは2単位		
	までとすること。 ※ただし、1時間から2時間までの指定通所リハビリテーションについては0. 5単位として扱います。		
3-3	① 利用者の数が同時に10人を超える場合にあっては、専任の常勤医師が1人	□はい	条例第 124 条
診療所	勤務していますか。	□いいえ	平 11 老企 25
【基準第	※通所リハビリテーション事業所のみなし指定を受けた介護老人保健施設又は		第3の7の1(2)①
111 条第 1	介護医療院においては、当該介護老人保健施設又は当該介護医療院の医師の配		1

項の規定が 適用される	置基準を満たすことをもって、通所リハビリテーション事業所の医師の常勤配 置に係る基準を満たしているものとみなすことができます。		
過用で40分	② 利用者の数が同時に10人以下の場合にあっては、次のとおりです。	□はい	平 11 老企 25
<]	専任の医師が1人勤務していますか。	□いいえ	第3の7の1(2)①
	利用者数は、専任の医師1人に対し1日 48 人以内となっていますか。	. –	ロ
(1) 医師	③ 通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が 10 人以下の場合は、	口はい	条例第 124 条
(2) 理学療	提供時間帯を通じて専ら当該通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法	□いいえ	平 11 厚令 37
法	士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師若しくは介護職 員が1人以上確保されていますか。		第 111 条第 2 項
士、作業	東ル・1人の工作的ですがなりが。		第1号
療	④ 通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が 10 人を超える場合は、	□はい	条例第 124 条
法士若し	提供時間を通じて専ら当該通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、	□いいえ	≖ = ^ °=
<	作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師若しくは介護職員		平 11 厚令 37 第 111 条第 2 項
は言語聴 覚	が利用者の数を 10 で除した数以上確保されていますか。		第117 未第2次
^見 士又は看	⑤ 上記①及び②に掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる		平 11 老企 25
護	⑤ 上記①及び②に掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる 理学療法士、作業療法士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサー	□はい □いいえ	第3の7の1(2)②
職員若し	ビスに1年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、0.1人以上	口いいえ	л Л
<	確保されていますか。		
は介護職			
員	※専従する従業者のうち、所要時間1時間から2時間の通所リハビリテーション		
	を行う場合であって、定期的に適切な研修を修了している看護師、准看護師、		
	柔道整復師又はあん摩マッサージ師がリハビリテーシを提供する場合は、これらの者を当該単位におけるリハビリテーションの提供に当たる理学療法士等		
	として計算することができます。		
	※共生型サービス又は基準該当サービスとして障害福祉サービスにおける機能		平 11 老企 25 第 3 の 7 の 1(3)
	訓練(自立訓練)を行う場合においては、障害者の日常生活及び社会生活を総		0) (0) 1(3)
	合的に支援するための法律及び関係規定に基づき適切に実施してください。		
	なお、人員基準を満たすにあたっては、通所リハビリテーションの利用者数に、際字短が出、バスの利用者数な合質することに、利用者に対する出、ド		
	に、障害福祉サービスの利用者数を合算することとし、利用者に対するサービス ス提供が適切に行われると認められる場合において、従事者が双方のサービス		
	に従事することは差し支えありません。		
3-4	介護予防通所リハビリテーション事業者が通所リハビリテーション事業者の		予防条例第 105
介護予	指定を併せて受け、かつ、介護予防通所リハビリテーションの事業と通所リハビ		条第5項
防通所リハ	リテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に		
ビリテーシ	ついては、通所リハビリテーション事業における従業者の員数の基準を満たすこ		
ョン事業の 人員基準	とをもって、介護予防通所リハビリテーション事業における当該基準を満たして いるものとみなすことができます。		
八貝巫毕	V '0 0 0 0 C 0 P ' 4 7 C C B 7 0		平 18 厚労令 35
	 ※介護予防通所リハビリテーション事業所のみなし指定を受けた介護老人保健		第 117 条第 4 項
	施設又は介護医療院においては、当該介護老人保健施設又は当該介護医療院の		311
	医師の配置基準を満たすことをもって、介護予防通所リハビリテーション事業		
	所の医師の常勤配置に係る基準を満たしているものとみなすことができます。		
第4 設備に	関する基準		
4-1	① 事業所は、通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等で、3	□はい	条例第 125 条
通所リハ	平方メートルに利用定員(当該通所リハビリテーション事業所において同時に通	□いいえ	第1項
ビリテーシ	所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)		
ョン事業所の記供其業	を乗じた面積以上のものを有していますか。		平 11 厚令 37
の設備基準	 ※ただし、事業所が介護老人保健施設である場合にあっては、当該専用の部屋等		第 112 条第 1 項
	**ただし、事業別が引護名人保健地設 じめる場合にある には、自該専用の部屋寺		
	のに限る。)の面積を加えるものとします。		平 11 老企 25
			第3の7の2(1)

	※事業所ごとに備える設備については、専ら当該事業の用に供するものでなければならないこととされていますが、病院、診療所、介護老人保健施設が互いに併設される場合(同一敷地内にある場合、又は公道を挟んで隣接している場合をいう。)であって、そのうちの複数の施設において、通所リハビリテーション事業を行う場合には、以下の条件に適合するときは、それぞれの通所リハビリテーションを行うためのスペースが同一の部屋等であっても差し支えありません。		準用 (平 11 老企 25 第 3 の 6 の 2(4))
	ア 当該部屋等において、それぞれの通所リハビリテーションを行うためのスペースが明確に区分されていること。		
	イ それぞれの通所リハビリテーションを行うためのスペースが、次に掲げる 面積要件を満たしていること。		
	厚生労働大臣が定める基準 3平方メートルに利用定員を乗じた面積以上であるものを有すること。た だし、介護老人保健施設の場合は、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確 保されている食堂(リハビリテーションに共用されているものに限る。)の 面積を加えるものとする。		
	※通所リハビリテーション事業所と併設の関係にある特別養護老人ホーム、社会福祉施設等における通所リハビリテーション事業所を行うスペースについては、以下の条件に適合するときは、これらが同一の部屋等であっても差し支えありません。		
	・当該部屋等において、特別養護老人ホーム等の機能訓練室等と通所リハビリ テーションを行うためのスペースが明確に区分されていると。		
	・特別養護老人ホーム等の機能訓練室等として使用される区分が、当該設備基準を満たし、かつ、通所リハビリテーションを行うためのスペースとして使用される区分が、通所リハビリテーションの設備基準を満たすこと。		
	※共生型サービス又は基準該当サービスとして障害福祉サービスにおける機能 訓練(自立訓練)を行う場合においては、障害者の日常生活及び社会生活を総 合的に支援するための法律及び関係規定に基づき適切に実施してください。 なお、施設基準を満たすにあたっては、通所リハビリテーションの利用者数 に、障害福祉サービスの利用者数を合算することとし、利用者に対するサービ ス提供が適切に行われると認められる場合において、設備を共有することは差 し支えありません。		平 11 老企 25 第 3 の 7 の 2(3)
	② 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えていますか。	□はい □いいえ	条例第 125 条 第 2 項
	※消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に 規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければなりませ		平 11 厚令 37 第 112 条第 2 項
	κ_{\circ}		平 11 老企 25 第 3 の 6 の 2(3)
4-2 介護予防通 所リハビリ テーション 事業の設備	介護予防通所リハビリテーション事業者が通所リハビリテーション事業者の 指定を併せて受け、かつ、介護予防通所リハビリテーションの事業と通所リハビ リテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に ついては、通所リハビリテーション事業における設備及び備品等の基準(上記の ①及び②を満たすことをもって、介護予防通所リハビリテーション事業における		予防条例第 106 条第 3 項 平 18 厚労令 35 第 118 条第 3 項
基準	当該基準を満たしているものとみなすことができます。		
第5 運営に	関する基準		

			7 F M 100 F
5-1	サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、	口はい	条例第 128 条
内容及び手	利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりや	□いいえ	平 11 厚令 37
続の説明及	すい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービス		第 11 厚守 37
び同意	提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。		第 119 采 準用 (第 9 条)
			平用(第9条)
	※サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下の		
	項目等です。		準用(平 11 老企
	ア 運営規程の概要		25 第 3 の 1 の 3
	イ 通所リハビリテーション従業者の勤務の体制		(1))
	ウ 事故発生時の対応		(1))
	エー苦情処理の体制 等		
	上 古洞処理の仲削 寺		
	ツロウル 利田ゼロがでごり、パリニー、、大本光ガナの伊港の七月)とキア		
	※同意は、利用者及び通所リハビリテーション事業者双方の保護の立場から書面		
	によって確認することが望ましいです。		
5-2	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。	□はい	条例第 133 条
提供拒否の		□いいえ	準用(第10条)
禁止	※要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することはできません。		≖ 44 = 4 0=
			平 11 厚令 37
	※サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合で		第119条
	す。		準用(第9条)
	ァ ア 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合		進用(平 11 老企
	イ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合		準用(平 11 老征 25 第 3 の 1 の
	ウ その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合		3(2))
5-3	通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切な通所リハビ		条例第 133 条
サービス	リテーションを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係 	口はい	準用(第 11 条)
l '		□いいえ	+/11 (N) 11 /k/
提供困難時	る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の通所リハビリテーション事業者等の		平 11 厚令 37
の対応	紹介、その他の必要な措置を速やかに講じていますか。		第 119 条
			準用(第10条)
5-4	① サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によっ	□はい	条例第 133 条
受給資格等	て、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていま	□いいえ	準用(第12条第1
の確認	すか。		項)
The first	② 被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、その意見に配慮	□はい	_
	して、サービスを提供するように努めていますか。		平 11 厚令 37
		□いいえ	条例第 133 条
			準用(第 12 条第
	① 再入港初ウの由注が行わたていかい切入は、利用中にせる立田と呼ばされ		2項)
5-5	① 要介護認定の申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて、	□はい	条例第 133 条 準用(第 13 条)
要介護認	速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	□いいえ	平用(第10末/
定の申請に	② 要介護認定の更新の申請が、遅くとも有効期間が終了する 30 日前にはなさ	□はい	平 11 厚令 37
係る援助	れるよう、必要な援助を行っていますか。	□いいえ	第 119条
		/c	準用 (第 12 条)
5-6	サービスの提供に当たってはサービス担当者会議等を通じて利用者の心身の	□はい	条例第 133 条
心身の状	状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの	□はい	準用(第14条)
況等の把握	利用状況等の把握に努めていますか。	ロいいえ	
ひにサックリロル主	Tanhawna 4 x 1 ple (C は な) A 5		平 11 厚令 37
			第 119 条
			準用 (第 13 条)
	① 単 ビュた担併ナファッと、マは、日ウ人世十長市平北、ファルッには民中		条例第 133 条
5-7 RAA#	① サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者、その他の保健医療	口はい	条例第 133 条 準用 (第 60 条)
居宅介護	サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	□いいえ	平用(第00 米)
支援事業者	② サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導	口はい	平 11 厚令 37
等との連携	を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報提供並びに保	□いいえ	第 119 条
	険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めています	, _	準用 (第 64 条)
	Ď [*] °		
5-8	サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第 64 条各号	□はい	条例第 133 条
法定代理	のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に居宅サービス計	□いいえ	準用(第16条)
		□ ∨ . ∨ . ∧	

受領サービ スの提供を 受けるため の援助	画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、 サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明し ていますか。		平 11 厚令 37 第 119 条 準用 (第 15 条)
	また、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領 サービスを行うために必要な援助を行っていますか。	□はい □いいえ	
5-9 居宅サービ ス計画に沿 ったサービ	居宅サービス計画が作成されている場合は、その計画に沿ったサービスを提供 していますか。	□はい □いいえ	条例第 133 条 準用(第 17 条) 平 11 厚令 37 第 119 条
スの提供 5-10	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介	□はい	準用(第 17 条) 条例第 133 条
居宅サービス計画等の	護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。	□いいえ	準用(第 18 条)
変更の援助			平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第 17 条)
5-11 サービスの 提供の記録	① サービスを提供した際には、利用者及びサービス事業者がその時点での支給限度額の残額やサービス利用状況を把握できるようにするため、必要な事項を利用者の居宅サービス計画を記載した書面(サービス利用票等)に記載しています	□はい □いいえ	条例第 133 条 準用 (第 20 条第 1 項)
	か。 ※記載すべき事項とは、次に掲げるものが考えられます。 ア サービスの提供日 イ 内容		平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第 19 条 第 1 項)
	ウ 保険給付の額 エ その他必要な事項		準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(9)①)
	② サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、①の情報を利用者に対して提供していますか。	□はい □いいえ	条例第 133 条 準用 (第 20 条第 2 項)
			平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第 19 条 第 2 項)
5-12 利用料等の 受領	① 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受	□はい □いいえ	条例第2条 第4、5項
	けていますか。		条例第 133 条 準用(第 94 条第 1 項)
	※法定代理受領サービスとして提供されるサービスについての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割~3割(法の規定の適用により保険給付の率が7割~9割でない場合については、それに応じた割合)の支払を受けなければならないことを規定したものです。		平 11 厚令 37 第 119 条 準用 (第 96 条 第 1 項)
			準用 (平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(10)①)
	② 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。	□はい □いいえ	条例第 133 条 準用 (第 94 条第 2 項)
	※一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはいけません。		平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第 96 条第 2

			項)
			準用(平 11 老企
			25 第 3 の 1 の
	③ 上記①、②の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者か	口はい	3(10)②) 条例第 133 条
		□はい	準用(第94条第3 項)
	ア 利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者 に対して行う送迎に要する費用		平 11 厚令 37 第 119 条
	イ 通常要する時間を超える通所リハビリテーションであって、利用者の選定 に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の通所リ		準用 (第 96 条 第 3 項)
	ハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用		準用(平11 老企25 第 3 の 6 の
	ウ 食事の提供に要する費用		3(1)②)
	エーおむつ代		
	オ ア〜エに掲げるもののほか、通所リハビリテーションの提供において提供 される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で あって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。		
	※上記イについては、介護予防通所リハビリテーションでは受けることができません。		
	※保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の徴収は認められません。		
	④ 上記③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者 又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利 用者の同意を得ていますか。	□はい □いいえ	条例第 133 条 準用(第 94 条第 5 項)
			平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第 96 条 第 5 項)
	⑤ サービスの提供に要した費用につき、その支払いを受ける際、当該支払をし	口はい	法第 41 条 8 項
	た利用者に対し、領収証を交付していますか。	□いいえ	II. (P. I I I I I I I I I I I I I I I I I I
	⑥ 上記⑤の領収証に、サービスについて利用者から支払を受けた費用の額のうち、法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該通所リハビリテーションに要した費用の額を超えるときは、当該現に通所リハビリテーションに要した費用の額とする。)及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額については、それぞれ	□はい □いいえ	施行規則第 65 条
	個別の費用ごとに区分して記載していますか。		
5-13 保険給付の 請求のため	法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。	□はい □いいえ	条例第 133 条 準用 (第 22 条)
の証明書の交付			平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第 21 条)
5-14 通所リハビ リテーショ	① 通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。	□はい □いいえ	条例第 126 条 第 1 項
ンの基本取 扱方針			平 11 厚令 37 第 113 条第 1 項
1/X/J 1/2	② 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	□はい □いいえ	条例第 126 条 第 2 項

			亚11 巨人 97
			平 11 厚令 37 第 113 条第 2 項
5-15 通所リハビ リテーショ ンの具体的	① サービスの提供に当たっては、医師の指示及び通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っていますか。	□はい □いいえ	条例第 127 条 第 1 号 平 11 厚令 37
取扱方針	※通所リハビリテーションは、個々の利用者に応じて作成された通所リハビリテーション計画に基づいて行われるものですが、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではありません。		第 114 条第 1 号
	※通所リハビリテーションは、事業所内でサービスを提供することが原則ですが、次の条件を満たす場合は、事業所の屋外でサービスを提供することができます。		平 11 老企 25 第 3 の 7 の 3(1)
	イ あらかじめ通所リハビリテーション計画に位置付けられていること。 ロ 効果的なリハビリテーションのサービスが提供できること。		
	ロ 効果的なリハビリテーションのサービスが提供できること。 ※指定通所リハビリテーション事業所の医師が、指定通所リハビリテーションの		平 11 老企 25 第 3 の 7 の 3(1)
	実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、 利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーシ		第30703(1)
	ョン開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止 する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等の指示 を行うこと。		平 11 老企 25 第 3 の 7 の 3(1)
	② 従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。	□はい □いいえ	条例第 127 条 第 2 号
			平 11 厚令 37 第 114 条第 2 号
	③ サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。	□はい □いいえ	条例第 127 条 第 3 号
	※指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものです。		平 11 厚令 37 第 114 条第 3 号
	④ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の 状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	□はい □いいえ	条例第 127 条 第 4 号
	※緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件 を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて 慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要で す。		平 11 厚令 37 第 114 条第 4 号
	⑤ サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供していますか。	□はい □いいえ	条例第127条第5号
	※特に、認知症の状態にある要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応 したサービスが提供できる体制を整えてください。		平 11 厚令 37 第 114 条第 5 号
	※指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士		平 11 老企 25 第 3 の 7 の 3(1)
	が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービス に該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生 活上の留意点、介護の工夫などの情報を伝達していること。		平 11 老企 25 第 3 の 7 の 3(1)
			•

	⑥ 通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、 リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情	□はい □いいえ	条例第 127 条 第 6 項
	報を会議の構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供していますか。		平 11 厚令 37 第 114 条第 6 号
	※リハビリテーション会議の構成員は、利用者及びその家族を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者、看護師、准看護師、介護職員、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス担当者及び保健師等です。また、必要に応じて歯科医師、管理栄養士、歯科衛生士等が参加してください。		平 11 老企 25 第 3 の 7 の 3(1)
	※利用者の家族について、家庭内暴力等によりその参加が望ましくない場合や、 家族が遠方に住んでいる等のやむを得ない事情がある場合においては、必ずし もその参加を求めるものではありません。 また、構成員がリハビリテーション会議を欠席した場合は、速やかに当該会 議の内容を欠席者と情報共有してください。		
5-16 通所リハビ リテーショ ン計画の作 成	① 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーションの提供に当たる従業者(以下「医師等の従業者」という。)は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビテーションの目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成していますか。	□はい □いいえ	条例第 128 条 第 1 項
	※計画は、通所リハビリテーション事業所の医師の診療に基づき、利用者ごとに作成してください。記載内容については別途通知(「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」)の様式例及び記載方法を参照してください。 また、計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直してください。		平 11 老企 25 第 3 の 7 の 3(2)
	※医療機関から退院した利用者に対し計画を作成する場合には、医療と介護の連携を図り、連続的で質の高いリハビリテーションを行う観点から、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等を入手し、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければなりません。その際、リハビリテーション実施計画書以外の退院時の情報提供に係る文書を用いる場合においては、当該文書にリハビリテーション実施計画書の内容(「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」の別紙様式2-2-1の項目である「本人・家族等の希望」「健康状態、経過」「心身機能・構造」「活動」「リハビリテーションの短期目標」「リハビリテーションの長期目標」「リハビリテーションの短期目標」「リハビリテーションの長期目標」「リハビリテーションの方針」「本人・家族への生活指導の内容(自主トレ指導含む)」「リハビリテーション実施上の留意点」「リハビリテーションの見直し・継続理由」「リハビリテーションの終了目安」)が含まれていなければなりません。ただし、当該医療機関からリハビリテーション実施計画書等が提供されない場合においては、当該医療機関の名称及び提供を依頼した日付を記録に残してください。		
	※通所リハビリテーション事業者が、訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた計画を作成した場合については、訪問リハビリテーション計画に係る基準を満たすことによって、通所リハビリテーション計画に係る基準を満たしているとみなすことができます。 ※当該計画の作成に当たっては、各々の事業の目標を踏まえた上で、共通目標を		

			1
	設定してください。		
	また、その達成に向けて各々の事業の役割を明確にした上で、利用者に対し		
	て一連のサービスとして提供できるよう、個々のリハビリテーションの実施主		
	体、目的及び具体的な提供内容等を1つの目標として分かりやすく記載するよ		
	う留意してください。		
	通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションにおいて整合性のと		
	れた計画に従いリハビリテーションを実施した場合には、条例第123条第6項		
	に規定する診療記録を一括して管理しても差し支えありません。		
		□はい	条例第 128 条
	② 通所リハビリテーション計画は、居宅サービス計画が作成されている場合、		第2項
	当該計画の内容に沿って作成していますか。	□いいえ	为 4 快
	※通所リハビリテーション計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合		
	は、当該通所リハビリテーション計画が居宅サービス計画に沿ったものである		
	か確認し、必要に応じて変更してください。		
	③ 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その	口はい	条例第 128 条
	内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ています	□いいえ	第3項
	か。		
	また、当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付していますか。		
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
	※計画は医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれ		
	ている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等		
	への利用者の意向の反映の機会を保障するため、指定通所リハビリテーション		
	事業所の医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該計画の作成		
	で当たっては、その目標や内容等について、利用者及びその家族に理解しやす		
	い方法で説明を行った上で利用者の同意を得なければならず、また、リハビリ		
	テーション計画書を利用者に交付しなければなりません。		
	なお、その実施状況や評価等についても説明を行ってください。		7 F/# 100 7
	④ 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した		条例第 128 条
	利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が		第4項
	作成したリハビリテーションの実施に係る計画書等により、当該利用者に係るリ		
	ハビリテーションの情報を把握していますか。		
	⑤ 通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビ		条例第 128 条
	リテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載		第5項
	していますか。		
5-17	① 介護予防通所リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その	口はい	予防条例第 112
介護予防通	目標を設定し、計画的に行われていますか。	□いいえ	条第1項
所リハビリ			
テーション			平 18 厚労令 35
の基本取扱			第 124 条第 1 項
方針	② 自らその提供する介護予防通所リハビリテーションの質の評価を行うとと	口はい	予防条例第 112 条第2項
	もに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っていま	□いいえ	木労 4 快
	すか。		平 18 厚労令 35
			第 124 条第 2 項
	※提供された介護予防サービスについては、介護予防通所リハビリテーション計		
	画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に		平 11 老企 25
	評価を行うなど、その改善を図ってください。		第4の3の5(1)
			4
	③ 単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特	口はい	予防条例第 112
	定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善	□いいえ	条第3項
	等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営		亚 10 同兴会 05
	むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して		平 18 厚労令 35 第 124 条第 3 項
	サービスの提供に当たっていますか。		カ 144 末男 3 垻
			平 11 老企 25
	※介護予防とは、単に高齢者の運動機能や栄養改善といった特定の機能の改善だ		第4の3の5(1)①
	けを目指すものではなく、これらの心身機能の改善や環境調整等を通じて、一		
	人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を		

	営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに 留意しつつ行ってください。		
	④ 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。	□はい □いいえ	予防条例第 112 条第 4 項
	※利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があると		平 18 厚労令 35 第 124 条第 4 項
	の指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」こと を基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供を しないよう配慮してください。		平 11 老企 25 第4の3の5(1)③
	⑤ 介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。	□はい □いいえ	予防条例第 112 条第5項
	加りるより週別な働きかりに劣めていまりか。 ※介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠で		平 18 厚労令 35 第 124 条第 5 項
	あることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めてください。		平 11 老企 25 第4の3の5(1)②
5-18 介護予防通 所リハビリ	① 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の的確な把握を行っていますか。	□はい □いいえ	予防条例第 113 条第1号
テーション の具体的取	日の日市工行主派のPDMEな1に存在1150 CVでよりか。		平 11 老企 25 第 4 の 三 の 5(2)①
扱方針	② 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる介護予防通所リハビリテーション従業者(以下「医師等の従業者」という。)は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利	□はい □いいえ	予防条例第 113 条第 2 号
	用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所リハビリテーション計画を作成していますか。		平 18 厚労令 35 第 125 条第 2 号
	③医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。	□はい □いいえ	予防条例第 113 条第 3 号
	※介護予防通所リハビリテーション計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防通所リハビリテーション計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。		平 11 老企 25 第 4 の 3 の 5(2)③
	④ 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	□はい □いいえ	予防条例第 113 条第 4 号
	また、当該介護予防リハビリテーション計画を利用者に交付していますか。		
	⑤ 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した	口はい	予防条例第 113
	利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーションの実施に係る計画書等により、当該利用者	□いいえ	条第5号
	に係るリハビリテーションの情報を把握していますか。		
	⑥ サービスの提供に当たっては、介護予防通所リハビリテーション計画に基づ	□はい	予防条例第 113
	き、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。	□いいえ	条第8号
	⑦ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はそ の家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項につい	□はい□いいえ	予防条例第 113 条第9号
	て、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。	_ , , , , ,	
	⑧ 介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の	口はい	予防条例第 113
	利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。	□いいえ	条第 10 号
	⑨ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の	□はい	予防条例第 113
	状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	□いいえ	条第 11 号

	◎ ヰ ビュの担併に果たしては ◇誰は後の集中に基内し 英国も◇誰は後も		予防条例第 113
	⑩ サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を もってサービスの提供を行っていますか。	□はい □いいえ	条第 12 号
	※常に新しい技術を習得する等、研鑽を行ってください。		平 11 老企 25 第 4 の 3 の 5(2)⑧
	① 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予	□はい □いいえ	予防条例第 113 条第 13 号
	防通所リハビリテーション計画の実施状況の把握 (以下「モニタリング」という) を行っていますか。		
	② 医師等の従業者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告していますか。	□はい□いいえ	予防条例第 113 条第 14 号
	※介護予防支援事業者に対する実施状況等の報告は、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また当該計画策定時から利用者の状態等が大きく異なっていないか等を確認するために毎月行ってください。		平 11 老企 25 第 4 の 3 の 5(2)⑨
	(3) 医師等の従業者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行っていますか。	□はい □いいえ	予防条例第 113 条第 15 号
	※モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者等とも相談の上、必要に応じて当該介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行ってください。		平 11 老企 25 第 4 の 3 の 5(2)⑨
	④ 上記①から⑬までの規定は、介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用していますか。	□はい □いいえ	予防条例第 113 条第 16 号
5-19 介護予防通 所リハビリ	介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防の効果を最大 限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行っていますか。	□はい □いいえ	
デーション の提供に当 たっての留 意点	ア サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、介護予防通所リハビリテーションの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。		予防条例第 114 条第 1 号
	イ 運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを 提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている 等の適切なものとすること。		予防条例第 114 条第 2 号
	ウ サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮 し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わない とともに、次に示す「安全管理体制等の確保」を図ること等を通じて、利 用者の安全面に最大限配慮すること。		予防条例第 114 条第 3 号
5-20 安全管理体 制等の確保	① サービスの提供を行っている時に利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めていますか。	□はい □いいえ	予防条例第 115 条第1号
	② サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めていますか。	□はい □いいえ	予防条例第 115 条第2号
	③ サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の 体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めていますか。	□はい □いいえ	予防条例第 115 条第 3 号
	④ サービスの提供を行っている時においても、利用者の体調の変化に常に気を 配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師へ	□はい □いいえ	予防条例第 115 条第4号

	の連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。		
5-21 利用者に関 する市町	利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。	□はい □いいえ	条例第 133 条 準用(第 27 条)
村への通知	ア 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要 介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。		
	イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたと き。		
5-22 緊急時等の 対応	現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	□はい □いいえ	条例第 133 条 準用(第 28 条)
5-23 管理者等の 責務	① 管理者は、医師、理学療法士、作業療法士又は専ら通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができますが、この場合、組織図等により、指揮命令系統を明確にしていますか。	□はい □いいえ	条例第 129 条 第 1 項
2433	W CC & / W C C S S C C C C C C C C C C C C C C C		平 11 老企 25 第 3 の 7 の 3 (2)
	② 管理者又は①の管理を代行する者は、通所リハビリテーション事業所の従業者に、「通所リハビリテーションの運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。	□はい □いいえ	条例第 129 条 第 2 項
5-24 運営規程	次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下、「運営規程」という。)を定めていますか。	□はい □いいえ	条例第 130 条 平 11 厚令 37
	※運営規程には、次の事項を定めるものとします。 ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務内容 ウ 営業日及び営業時間 エ 通所リハビリテーションの利用定員 オ 通所リハビリテーションの内容及び利用料 その他の費用の額 カ 通常の事業の実施地域 キ サービス利用に当たっての留意事項 ク 非常災害対策 ケ 虐待の防止のための措置に関する事項 コ その他運営に関する重要事項		準用(平 11 老企
	※イの従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の 観点から、規程を定めるに当たっては、居宅基準第5条において置くべきとさ れている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支え ない(居宅基準に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても、 同様とする。)		25 第 3 の一の 3(19)) 平 11 老企 25 第 3 の七の 3 準用 (第 3 の六の 3(4)①) 平 11 老企 25
	う事業所にあっては、当該延長サービスを行う時間を併せて明記してください。		第3の七の3 準用(第3の六の 3(4)②)
	※エの「利用定員」とは、同時に通所リハビリテーションを受けることができる 利用者の数の上限をいいます。※オの「通所リハビリテーションの内容」については、入浴、食事の有無等のサービスの内容を指します。		平 11 老企 25 第 3 の七の 3 準用 (第 3 の六の 3 (4) ③)
	「利用料」には、法定代理受領サービスである通所リハビリテーションに係る 利用料 (1割~3割負担)及び法定代理受領サービスでない通所リハビリテーションの利用料を、「その他の費用の額」には、徴収が認められている交通費		準用(平 11 老企 25 第 3 の一の 3(18)②)
	の額及び必要に応じたその他のサービスに係る費用の額を規定します。		平 11 老企 25 第 3 の七の 3

	※キの「サービス利用に当たっての留意事項」は、利用者がサービスの提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項(機能訓練室を利用する際の注意事項等)を指します。		準用(第3の六の 3(4)④) 平11老企25 第3の七の3 連用(第3の六の
	※クの「非常災害対策」は、次の「25」「非常災害に関する具体的計画」を指します。		3(4)⑤)
	※ケにおける、「虐待の防止のための措置に関する事項」とは、「虐待の防止」に 係る、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐 待又は虐待が疑われる事案(以下「虐待等」という。)が発生した場合の対応方 法等を指す内容を定めてください。		
5-25 勤務体制の 確保等	① 事業者は利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務体制を定めていますか。	□はい □いいえ	条例第 133 条 準用(第 99 条第 1 項)
	※原則として月ごとの勤務表を作成し、通所リハビリテーション従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の理学療法士、作業療法士、経験看護師等、看護職員及び介護職員の配置、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にしてください。		準用 (平 11 厚令 25 第 3 の 6 の 3(5)①)
	② 当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。※調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことが可能です。	□はい □いいえ	条例第 133 条 準用(第 99 条第 2 項)
			準用(平 11 厚令 37 第 3 の 6 の 3(5)②)
	③ 従業者の資質の向上のために研修の機会を確保していますか。 ※研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。	□はい □いいえ	条例第 133 条 準用 (第 99 条第 3 項)
	④ 全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。	□はい □いいえ	平 11 厚令 37 第 119 条準用(第 101 条第 3 項
	※新卒採用、中途採用を問わず、施設が新たに採用した従業者(医療・福祉関 係資格を有さない者に限る。)に対する当該義務付けの適用については、採用 後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介 護基礎研修を受講させることとする。		平 11 老企 25 第 3 の六の 3(5) (準用第 3 の二 の 3(6)③)
	※当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知 症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とすることとし、具体 的には、同条第3項において規定されている看護師、准看護師、介護福祉士、 介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従 事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作 業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサ ージ師、はり師、きゅう師等とする。		
	⑤ 適切な通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより当該従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。	□はい □いいえ	条例第133条 準用(第99条第4 項)
	※事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント (以下「職場におけるハラスメント」という。)の防止のための雇用管理上の措		平 11 厚令 37 第 119 条準用 (第 101 条第 4 項
	置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。事		平 11 老企 25

業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。

第3の六の3(5) (準用第3の一 の3(21)④)

イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容

事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平成18 年厚生労働省告示第615 号)及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上、講ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。)において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。

- a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発し、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。
- b 相談(苦情を含む。以下同じ。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。
- ※パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第24号)附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業(医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金が5000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の企業)は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。
 - ロ 事業主が講じることが望ましい取組について

パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等)及び③被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)が規定されている。

※介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ(事業者が講ずべき措置の具体的内容)の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「(管理職・職員向け)研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にされたい。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)

※加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれからの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましい。

5-26 業務継続計 ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る

口はい

条例 第104条(第32条

画の策定	ための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い	□いいえ	の2第1項準用)
	必要な措置を講じていますか。		平11厚令37第105
			条 準用(第 30 条の
			2第1項
	② 通所リハビリテーション従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。	□はい □いいえ	条例 第104条(第32条
	もに、必要な研修及い訓練を足別的に実施してv*まりが。	ロいいえ	の2第2項準用)
			平11厚令37第105 条
			準用(第30条の 2第2項)
	③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を	□はい	条例
	行っていますか。	□いいえ	第104条 (第32条 の2第3項準用)
	※通所リハビリテーション事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、		平11厚令37第105
	利用者が継続して通所リハビリテーションの提供を受けられるよう、業務継続 計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、通所リハビリテーション		条 準用(第30条の2
	事業者に対して、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施しなければ		第3項)
	ならないこととしたものです。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実 施については、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者と		平11老企25
	の連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生し		第3の6の3(6)
	た場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓		
	練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい		
	です。		
	※業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。なお、各項目の記載内		
	容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドラ		
	イン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるもの		
	であることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染		
	症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありま		
	せん。さらに、感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止の ための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画につ		
	いては、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策		
	定することとして差し支えありません。		
	ア 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、	□策定済	
	a 千時からり加え(体制構業・登開、恩朱延切正に同じた取組の美地、 備蓄品の確保等)	□未策定	
	b 初動対応		
	c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関 係者との情報共有等)		
	イ 災害に係る業務継続計画	□策定済	
	a 平常時の対応 (建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフライン	□未策定	
	が停止した場合の対策、必要品の備蓄等) b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)		
	c 他施設及び地域との連携		
	※研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共		
	有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行		
	を行うものとします。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年1回以上)な教育を		
	開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。		
	また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続		
	計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一		
	体的に実施することも差し支えありません。		

5-27 定員の遵守	※ 訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年1回以上)に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。 利用定員を超えてサービスの提供を行っていませんか(ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りではありません。)。	□はい □いいえ	条例第 133 条 準用(第 100 条)
5-28 非常災害対 策	① 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、 救出その他必要な訓練を行っていますか。	□はい □いいえ	条例第 133 条 準用(第 101 条)
	※非常災害対策計画の策定にあっては、市町村のハザードマップ等を確認するなどし、火災だけでなく水害、土砂災害等に対応する項目を盛り込んでください。		平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第 103 条)
	※非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければなりません。		
	※「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制づくりを求めることとしたものです。		
	※「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防 計画(これに準ずる計画を含む)及び風水害、地震等の災害に対処するための 計画をいいます。		平 11 厚令 37 第 119 条(準用 第 103 条)
	※消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者に行わせ、防火管理者を置かなくてもよいとされている事業所においては、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等を行わせるものとします。		平 11 老企 25 第 3 の 六 の 3(7)②
	② 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。	□はい □いいえ	条例第 133 条 準用 (第 101 条)
	※日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。		
5-29 衛生管理等	① 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。	□はい □いいえ	条例第 133 条 準用(第 102 条第 1 項)
	※食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健 所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保ってください。		平 11 厚令 37 第 118 条第 1 項
	※特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じてください。		平 11 老企 25 第3の7の3(4)③
	※空調設備等により施設内の適温の確保に努めてください。		
	(主な通知等) ・介護現場における感染対策の手引き(厚生労働省) ・社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について(厚生労働省)		

・大量調理施設衛生管理マニュアル (厚生労働省) 中小規模調理施設においても、本マニュアルの趣旨を踏まえた衛生管理の 徹底を図ることとされている。 ・レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針(平成15年 厚生労働省告示第264号) ・循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル(厚生労働省) 条例第 133 条 ② 当該通所リハビリテーシ事業所において感染症が発生し、又はまん延しない 口はい 準用(第 102 条第 ように、次の各号に掲げる措置を講じていますか。 □いいえ 2項) 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討 平 11 厚令 37 する委員会 (テレビ電話装置その他の情報通信機器 (以下「テレビ電話装 第118条第2項 置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6 月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーシ 平 11 老企 25 ョン従業者に周知徹底を図ること。 第3の7の3(4) 二 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備 平 11 老企 25 すること。 第3の7の3(4)② 三 当該事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予 防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 ※感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的に は次のアからウまでの取扱いとしてください。各事項について、同項に基づき 事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により 行うことも差し支えありません。 ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討す る委員会(以下「感染対策委員会」という。)であり、感染対策の知識を有す る者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の 知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望まし いです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策を 担当する者(感染対策担当者)を決めておくことが必要です。 なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当 (※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありま 、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や 事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する 上で支障がないと考えられる者を選任してください 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。) 感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するた めの措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止する ための措置を適切に実施するための担当者 【補足】通所リハビリテーションでは、この下線を附した改正は通知にはありま せんが、他のサービス種別では改正されていますので、参考として掲載 しています。 感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に 1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必 要に応じ随時開催する必要があります。 感染対策委員会は、テレビ電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミ ュニケーションが可能な機器をいう。)を活用して行うことができるものとし ます。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者にお ける個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報シ ステムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に 設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求めら

れるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えあ

	n 法升)		
	りません。		
	イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、 平常時の対策及び発生時の対応を規定します。 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理(環境の整備等)、ケアにかか る感染対策(手洗い、標準的な予防策)等、発生時の対応としては、発生状 況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係 課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。また、発生時 における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記		
	しておくことも必要です。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感 染対策の手引き」を参照してください。		
	ウ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 通所リハビリテーション従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止 のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓 発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生 的なケアの励行を行うものとします。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育 (年1回以上)を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施す ることが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録することが必		
	要です。 なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。 また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上)に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地		
	で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。		
5-30 掲示	① 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所リハビリテーション従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。	□はい □いいえ	条例 第104条(第34条 準用) 平11厚令37第105
	※運営規程の概要、通所リハビリテーシ従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、 苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の利用申込者のサービス提供の選択に資すると認められる重要事項を事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものですが、次に掲げる点に留意する必要があります。		条準用(第32条) 平11老企25 準用(第3の1の 3(24)) 平11老企25 準用(第3の1の
	ア 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことです。 イ 通所リハビリテーション従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、通所リハビリテーション従業者の氏名まで掲示することを求めるものではありません。		3 (24) ①)
	② ①の重要事項の掲示に代えて、重要事項を記載した書面を当該通所リハビリテーション事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させていますか。	□はい □いいえ	平11厚令37第105 条 準用(第32条第2 項)
	※重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその 家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで掲示に代えるこ とができます。		準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(24)②)

	③ 原則として、重要事項をウェブサイトに掲載していますか。	口はい	
	※この規定は、令和7年度から義務付けられます。(令和6年厚生労働省令第16 号附則第2条)	□いいえ	
	※原則として、重要事項を当該通所リハビリテーション事業者のウェブサイトに 掲載することを規定したものですが、ウェブサイトとは、法人のホームページ		準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(24)①)
	等又は介護サービス情報公表システムのことをいいます。		3(24)(1))
	※介護保険法施行規則第 140 条の 44 各号に掲げる基準に該当する通所リハビリテーション事業所については、介護サービス情報制度における報告義務の対象		
	ではないことから、ウェブサイトへの掲載は行うことが望ましいです。なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、上記①による掲示は行う必要があり		
	ますが、これを上記②の備え付けや「5-36 電磁的記録等」①の電磁的記録に より行うことができます。		
5-31 秘密保持等	① 従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。	□はい □いいえ	条例第 133 条 準用(第 35 条)
	※①及び次の②に係る措置は、一般的には、従業者から秘密保持誓約書等を徴取 することや雇用契約書等に記載すること、就業規則に規定すること等が行われ		平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第 33 条第
	ています。いずれの場合であっても、秘密保持の期間が、在職中だけでなく、 退職後も含まれることが明確になっていることが必要です。		1項)
	② 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。	□はい □いいえ	条例第 133 条 準用(第 35 条第 2 項)
	※具体的には、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決める等の措置を講じてください。		平 11 厚令 37 第 119 条準用 (第 33 条第 2 項)
	③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。	□はい □いいえ	条例第133条 準用(第35条第3 項)
	※この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。		平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第 33 条 第 3 項)
5-32 居宅介護支	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者を利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	□はい □いいえ	条例第133条 準用(第37条)
援事業者に 対する利益 供与の禁止			平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第 35 条)
5-33 苦情処理	① 提供した通所リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じていますか。	□はい □いいえ	条例第133条 準用(第38条第1 項)
	※「必要な措置」とは、具体的には以下のとおりです。 ア 苦情を受け付けるための窓口を設置する		平 11 厚令 37 第 119 条
	イ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理する ために講ずる措置の概要について明らかにする		準用 (第 36 条 第 1 項)
	ウ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する エ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示し、かつ、 <u>ウェブサイトに</u>		準用(平11 老企 25 第 3 の 1 の 3(25)①)
	<u>掲載</u> する ② 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の受付日、その内容等を記録していますか。	□はい □いいえ	条例第 133 条 準用(第 38 条第 2
	※苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦	, _	項)

	情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。		準用(平11老 企25第3の1の
			3(25)②)
	※苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければなりません。		0 (20) (2)
	③ 市町村が行う文書その他の物件の提出又は提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協	口はい	
	力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又	□いいえ	
	カッることもに、同時代から相等又は助言を支げた場合においては、当該相等又は助言に従って必要な改善を行っていますか。		
	市町村からの求めがあった場合には、上記③の改善の内容を市町村に報告し	□はい	
	ていますか。	□いいえ	
	⑤ 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力する	口はい	
	とともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必	□はい	
	要な改善を行っていますか。	ロいいえ	
	⑤ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑤の改善の内容を報	□はい	
	告していますか。	□いいえ	
5-34	① 提供した通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に関して、市町	口はい	条例第 133 条
地域との連	村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に	□いいえ	準用(第39条)
携	協力していますか。		
	•		平 11 厚令 37
			第 119 条 準用 (第 36 条の 2)
	② 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して提供する場	□はい	(3), 00 3(43 2)
	合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても提供を行うよう努めてい	□いいえ	
	ますか。		
	③ 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して通所リハビ	口はい	
	リテーションを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対して	□いいえ	
	も通所リハビリテーションの提供を行うよう努めていますか。		
5-35	① 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該	口はい	条例第 133 条
事故発生時	利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、	□いいえ	準用(第 40 条第 1 項)
の対応	必要な措置を講じていますか。		- ()
	※事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ま		平 11 厚令 37
			第 119 条
			準用(第37条 第2項)
	※「さいたま市介護保険事業者等における事故発生時の報告取扱指針」(令和5年		77 2 7 <u>0</u>)
	8月1日改正)の「3 報告の範囲」に該当する事故が発生した場合には、指針		
	に定める手順で介護保険課に報告してください。		
	② 上記①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しています	□はい	条例第 133 条
	か。	□いいえ	準用(第40条第2
			項)
	※事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなけ		
	ればなりません。		₩ A 0 E
	③ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損	口はい	平11老企25 第3の6の3(10)
	害賠償を速やかに行っていますか。	□いいえ	2
	④ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じてい	□はい	平11老企25
	ますか。	□いいえ	第3の6の3(10)
			3
	※宿泊サービスの提供により事故が発生した場合は、上記①~④と同様の対応を		
5.00	行ってください。		2 El St 100 5
5-36	虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じていま	口はい	条例第 133 条 準用(第 40 条の
虐待の防止	すか。	□いいえ	2)
	一 当該通所リハビリテーション事業所における虐待の防止のための対策を		
	検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとす		
	る。)を定期的に開催するとともに、その結果について、通所リハビリテ		
	ーション従業者に周知徹底を図ること。		

- 二 当該通所リハビリテーション事業所における虐待の防止のための指針を 整備すること。
- 三 当該通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 四 上記一から三に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

高齢者虐待防止 法第2条

※(高齢者虐待に該当する行為)

- ア 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- イ 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者 を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ウ 利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著 しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- エ 利用者にわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為を させること。
- オ 利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上 の利益を得ること。

平11老企25 準用 (第 3 の 1 の 3(31))

※虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に 深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な 措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生し た場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支 援等に関する法律」(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。) に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人 格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講 じるものとします。

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(第一号)

虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成します。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要です。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。

一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。

なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。

また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果(事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等)は、従業者に周知徹底を図る必要があります。

- ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- オ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に

	行われるための方法に関すること		
	カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な		
	防止策に関すること		
	キ カの再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること		
	② 虐待の防止のための指針(第二号)		
	通所リハビリテーション事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、		
	次のような項目を盛り込むこととします。		
	ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方		
	イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項		
	ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針		
	エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針		
	オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項		
	カ 成年後見制度の利用支援に関する事項		
	キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項		
	ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項		
	ケーその他虐待の防止の推進のために必要な事項		
	③ 虐待の防止のための従業者に対する研修(第三号)		
	従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関す		
	る基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該事業所		
	における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。		
	職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該事業者が指針に基づいた研		
	修プログラムを作成し、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規		
	採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。		
	また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事		
	業所内での研修で差し支えありません。		
	④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者(第四号)		
	通所リハビリテーション事業所における虐待を防止するための体制として、①		
	から③までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要です。		
	当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めること		
	一が望ましいです。		
	かまるしいです。 なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当		
	べる、同一事業別りての複数担当(※)の兼務や他の事業別・旭畝寺との担当		
	ん。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業		
	所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支		
	障がないと考えられる者を選任してください。		
	(※)身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。)、		
	感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するため		
	の措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するため		
	の措置を適切に実施するための担当者		
5-37	事業所ごとに経理を区分するとともに、通所リハビリテーションの事業の会計	口はい	条例第 133 条
会計の区分	とその他の事業の会計を区分していますか。	□いいえ	準用(第 41 条)
		_ , , ,	
	※具体的な会計処理の方法については、次の通知に基づき適切に行ってくださ		平 11 厚令 37
	V_{\circ}		第 119 条 準用(第 38 条)
	ア 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」(平成		华用(第 30 米)
	12年3月10日 老計第8号)		
	イ 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平成 13 年 3		
	月 28 日 老振発第 18 号)		
	ウ 「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱い		
	について」(平成24年3月29日 老高発第0329第1号)		
5-38	① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	□はい	条例第 132 条第 1
記録の整備			項
ロロギベック 正E I/HI		□いいえ	平 11 厚令 37
			第 118 条の 2
			第1項

		ı	
	② 利用者に対する通所リハビリテーションの提供に関する次の諸記録を整備	口はい	条例第132条第2
	し、その完結の日から5年間保存していますか。	□いいえ	項 平 11 厚令 37
	ア 通所リハビリテーション計画 イ 条例第20条第2項(居宅基準第19条第2項)の規定による提供した具		第 118 条の 2
	イ 条例第20条第2項(店宅基準第19条第2項) <u>の規定による</u> 提供した兵 体的なサービスの内容等の記録		第2項
	ウ 条例第96条第4号(居宅基準第98条第四号)の規定による身体的拘束		
	等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない		平 11 老企 25
	理由の記録		平 11 老征 25 第 3 の 7 の 3(7)
	エ 条例第27条(居宅基準第26条)の規定による市町村への通知に係る記		977 0 0 7 1 0 7 3 (1)
	録		
	オ 条例第38条第2項(居宅基準第36条第2項)の規定による苦情の内容 等の記録		平 11 老企 25 第 3 の 7 の 3(7)
	カ 条例第102条の3第2項(居宅基準第104条の3第2項)の規定によ		
	る事故の状況及び事故に際して採った処置の記録		平 12 老企 36
			第2の5(3)②
	※上記②の「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了(契約の解約・		77 2 0 3 (0) (2)
	解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサー		
	ビス提供が終了した日を指すものとします。		
5-39	① 事業者及びサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類する	□はい	条例第 255 条
電磁的記録	もののうち、この条例(省令)の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、	□いいえ	第1項
等	抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することがで	□非該当	平 11 厚令 37
	きる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)で行うことが規定	7.10	第 217 条
	されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁		717 211 7K
	的記録により行うことができますが、以下のとおり取り扱っていますか。		
			平 12 老企 40
	※書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する		第5の1
	書面(被保険者証に関するものを除く。)の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることはしたよのです。		
	録により行うことができることとしたものです。 ア 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられた		
	ファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法に		
	よってください。		
	イ 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によってください。		
	① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えら		
	れたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより		
	保存する方法		
	② 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電		
	磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル		
	又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法		
	ウ その他、電磁的記録により行うことができるとされているものは、(1)及び		
	(2)に準じた方法によってください。		
	エ また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医		
	療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダン		
	ス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」		
	等を遵守してください。 ② 事業者及びサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結そ		条例第 255 条第 2
	② 事業者及びサービスの提供に当たる者は、父付、説明、同意、承諾、締結を の他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、書面で行うことが規	口はい	条例第 255 条第 2 項
	の他しれらに類するもの(以下「交付寺」という。)のうら、青囲で行うことが規	□いいえ	~
	て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっ	□非該当	
	て認識することができない方法をいう。)によることができますが、以下のとお		平 11 厚令 37
	り取り扱っていますか。		第 217 条
	※利用者及びその家族等(以下「利用者等」という。)の利便性向上並びに事業者		平 12 老企 40
	等の業務負担軽減等の観点から、書面で行うことが規定されている又は想定さ		第5の2
	れる交付等について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方		
	法によることができることとしたものです。		
	ア 電磁的方法による交付は、第5-1の電磁的方法による重要事項の提供に		

	準じた方法によってください。 イ 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられます。 ウ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいです。 ※ イ、ウでは、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にしてください。 エ その他、電磁的方法によることができるとされているものは、アからウま		
	でに準じた方法によってください。ただし、居宅基準又は居宅基準通知(平11老企25) 若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従ってください。 ※上記①電磁的記録による場合及び②電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガ		
the same	イドライン」等を遵守してください。		
第6 変更の			
6-1 変更の届出 等	事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内に、市長に届け出ていますか。	□はい □いいえ	法第75条第1項
	※変更の届出が必要な事項は、次に掲げるとおりです。		
	ア 事業所の名称及び所在地		
	イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生 年月日、住所及び職名		施行規則第 131
	ウ 申請者の登記事項証明書又は条例等(当該申請に係る事業所が法人以 外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く)		条 準用 (第 120 条)
	エ 事業所の書別(病院若しくは基準第 111 条第 1 項の規定の適用を受ける診療所、同条第 2 項の規定の適用を受ける診療所又は介護老人保健施設の別をいう)		
	オ 事業所の平面図及び設備の概要(通所リハビリテーション事業に係る 部分に限る。)		
	カ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所		
	キ 運営規程		
	※事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出てください。		法第 75 条第 2 項
	※上記の変更、廃止又は休止の届出は、厚生労働省が定める様式により、原則として、厚生労働省の「電子申請・届出システム」により提出します。ただし、やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法によることも可能とされています。		
第7 介護給付	付費等の算定及び取扱い		
7-1 基本的部分	① 費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されていますか。	□はい □いいえ	平 12 厚告 19 第 1 号

	※ただし、事業者が事業所ごとに所定単位より低い単位数を設定する旨を、市に 事前に届出を行った場合は、この限りではありません。		
	② 費用の額は、平成12年厚生省告示第22号の「厚生大臣が定める1単位の単		平 12 厚告 19
		口はい	第2号
	価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されていますか。	□いいえ	31 2 13
			平 12 厚告 22 別表 7
	③ 単価に単位数を乗じて得た額に、1円未満の端数があるときは、その端数金	□はい	平 12 厚告 19
	額は切り捨てて計算していますか。	□いいえ	第3号
	Distriction of the second of t		
基本的部分	① 介護予防通所リハビリテーションを行った場合に、利用者の要支援状態区分	口はい	平 18 厚告 127
(介護予	に応じて、それぞれ所定単位数を算定していますか。	□いいえ	別表 5 のイ
防)		□非該当	
	※介護予防通所リハビリテーション費(1月につき)		
	(1) 要支援 1 2, 268単位		
	(2) 要支援2 4, 228単位		
	② 利用者の数又は医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若し	□はい	平 18 厚告 127
	くは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準(平成 12 年厚生省告示第	□いいえ	別表 5 の注 1
	27号)に該当する場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位	□非該当	
	数を用いて算定していますか。		
	3χ ε/π· (3+λε ο (* α) λ ο		
	※厚生省告示 27 第 15 号に該当する場合とは、次の場合です。		
	ア 月平均の利用者の数が、施行規則第119条の規定に基づき市長に提出した		
	運営規程に定められている利用定員を超える場合		
	イ 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは介護職員		
	の員数が、指定居宅サービス等の事業の人員設備及び運営に関する基準		
	(平 11 厚生省令 37) 第 111 条に定める員数に満たない場合		亚 10 同兴生 197
	③ 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介	口はい	平 18 厚労告 127 別表 5 の注 5
	③ 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは	□いいえ	平 18 厚労告 127 別表 5 の注 5
	③ 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間に、介護予防通所リハビリテ		
	③ 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間に、介護予防通所リハビリテーション費を算定していませんか。	□いいえ □非該当	別表 5 の注 5
	③ 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間に、介護予防通所リハビリテーション費を算定していませんか。 ④ 利用者が一の介護予防通所リハビリテーション事業所において介護予防通	□いいえ □非該当 □はい	別表 5 の注 5 平 18 厚労告 127
	③ 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間に、介護予防通所リハビリテーション費を算定していませんか。 ④ 利用者が一の介護予防通所リハビリテーション事業所において介護予防通所リハビリテーションを受けている間は、当該介護予防通所リハビリテーション	□いいえ □非該当 □はい □いいえ	別表 5 の注 5
	③ 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間に、介護予防通所リハビリテーション費を算定していませんか。 ④ 利用者が一の介護予防通所リハビリテーション事業所において介護予防通所リハビリテーションを受けている間は、当該介護予防通所リハビリテーション事業所以外の介護予防通所リハビリテーション事業所が介護予防通所リハビリ	□いいえ □非該当 □はい	別表 5 の注 5 平 18 厚労告 127
	③ 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間に、介護予防通所リハビリテーション費を算定していませんか。 ④ 利用者が一の介護予防通所リハビリテーション事業所において介護予防通所リハビリテーションを受けている間は、当該介護予防通所リハビリテーション事業所以外の介護予防通所リハビリテーション事業所が介護予防通所リハビリテーションを行った場合に、介護予防通所リハビリテーション費を算定していま	□いいえ □非該当 □はい □いいえ	別表 5 の注 5 平 18 厚労告 127
	③ 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間に、介護予防通所リハビリテーション費を算定していませんか。 ④ 利用者が一の介護予防通所リハビリテーション事業所において介護予防通所リハビリテーションを受けている間は、当該介護予防通所リハビリテーション事業所以外の介護予防通所リハビリテーション事業所が介護予防通所リハビリテーションを行った場合に、介護予防通所リハビリテーション費を算定していませんか。	□いいえ □非該当 □はい □いいえ	別表 5の注 5 平 18 厚労告 127 別表 5の注 6
7-2	③ 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間に、介護予防通所リハビリテーション費を算定していませんか。 ④ 利用者が一の介護予防通所リハビリテーション事業所において介護予防通所リハビリテーションを受けている間は、当該介護予防通所リハビリテーション事業所以外の介護予防通所リハビリテーション事業所が介護予防通所リハビリテーションを行った場合に、介護予防通所リハビリテーション費を算定していま	□いいえ □非該当 □はい □いいえ	別表 5の注 5 平 18 厚労告 127 別表 5の注 6 平 12 厚告 19
所要時間の	③ 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間に、介護予防通所リハビリテーション費を算定していませんか。 ④ 利用者が一の介護予防通所リハビリテーション事業所において介護予防通所リハビリテーションを受けている間は、当該介護予防通所リハビリテーション事業所以外の介護予防通所リハビリテーション事業所が介護予防通所リハビリテーションを行った場合に、介護予防通所リハビリテーション費を算定していませんか。 所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画に位置付けられた内容の通所リハビリテーションを行うための標準	□いいえ □非該当 □はい □いいえ □非該当	別表 5の注 5 平 18 厚労告 127 別表 5の注 6
	③ 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間に、介護予防通所リハビリテーション費を算定していませんか。 ④ 利用者が一の介護予防通所リハビリテーション事業所において介護予防通所リハビリテーションを受けている間は、当該介護予防通所リハビリテーション事業所以外の介護予防通所リハビリテーション事業所が介護予防通所リハビリテーションを行った場合に、介護予防通所リハビリテーション費を算定していませんか。 所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、通所リハビリテー	□いいえ □非該当 □はい □いいえ □非該当	別表 5の注 5 平 18 厚労告 127 別表 5の注 6 平 12 厚告 19 別表 7 の注 1
所要時間の	③ 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間に、介護予防通所リハビリテーション費を算定していませんか。 ④ 利用者が一の介護予防通所リハビリテーション事業所において介護予防通所リハビリテーションを受けている間は、当該介護予防通所リハビリテーション事業所以外の介護予防通所リハビリテーション事業所が介護予防通所リハビリテーションを行った場合に、介護予防通所リハビリテーション費を算定していませんか。 所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画に位置付けられた内容の通所リハビリテーションを行うための標準	□いいえ □非該当 □はい □いいえ □非該当	別表 5の注 5 平 18 厚労告 127 別表 5の注 6 平 12 厚告 19 別表 7 の注 1 平 12 老企 36
所要時間の	③ 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間に、介護予防通所リハビリテーション費を算定していませんか。 ④ 利用者が一の介護予防通所リハビリテーション事業所において介護予防通所リハビリテーションを受けている間は、当該介護予防通所リハビリテーション事業所以外の介護予防通所リハビリテーション事業所が介護予防通所リハビリテーションを行った場合に、介護予防通所リハビリテーション費を算定していませんか。 所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画に位置付けられた内容の通所リハビリテーションを行うための標準	□いいえ □非該当 □はい □いいえ □非該当	別表 5の注 5 平 18 厚労告 127 別表 5の注 6 平 12 厚告 19 別表 7 の注 1
所要時間の	③ 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間に、介護予防通所リハビリテーション費を算定していませんか。 ④ 利用者が一の介護予防通所リハビリテーション事業所において介護予防通所リハビリテーションを受けている間は、当該介護予防通所リハビリテーション事業所以外の介護予防通所リハビリテーション事業所が介護予防通所リハビリテーションを行った場合に、介護予防通所リハビリテーションを行った場合に、介護予防通所リハビリテーションを行った場合に、介護予防通所リハビリテーションを行った場合に、介護予防通所リハビリテーションを行った場合に、別に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画に位置付けられた内容の通所リハビリテーションを行うための標準的な時間で算定していますか。	□いいえ □非該当 □はい □いいえ □非該当	別表 5の注 5 平 18 厚労告 127 別表 5の注 6 平 12 厚告 19 別表 7 の注 1 平 12 老企 36
所要時間の	③ 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間に、介護予防通所リハビリテーション費を算定していませんか。 ④ 利用者が一の介護予防通所リハビリテーション事業所において介護予防通所リハビリテーションを受けている間は、当該介護予防通所リハビリテーション事業所以外の介護予防通所リハビリテーション事業所が介護予防通所リハビリテーションを行った場合に、介護予防通所リハビリテーションを行った場合に、介護予防通所リハビリテーションを行った場合に、介護予防通所リハビリテーションを行った場合に、介護予防通所リハビリテーションを行った場合に、別に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画に位置付けられた内容の通所リハビリテーション計画に位置付けられた内容の通所リハビリテーションを行うための標準的な時間で算定していますか。 ※単に、当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用	□いいえ □非該当 □はい □いいえ □非該当	別表 5の注 5 平 18 厚労告 127 別表 5の注 6 平 12 厚告 19 別表 7 の注 1 平 12 老企 36
所要時間の	③ 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間に、介護予防通所リハビリテーション費を算定していませんか。 ④ 利用者が一の介護予防通所リハビリテーション事業所において介護予防通所リハビリテーションを受けている間は、当該介護予防通所リハビリテーション事業所以外の介護予防通所リハビリテーション事業所が介護予防通所リハビリテーションを行った場合に、介護予防通所リハビリテーションを行った場合に、介護予防通所リハビリテーションを存った場合に、介護予防通所リハビリテーションを行うための標準もな時間で算定していますか。 ※単に、当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合は、通所リハビリテーションのサー	□いいえ □非該当 □はい □いいえ □非該当	別表 5の注 5 平 18 厚労告 127 別表 5の注 6 平 12 厚告 19 別表 7 の注 1 平 12 老企 36
所要時間の	③ 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間に、介護予防通所リハビリテーション費を算定していませんか。 ④ 利用者が一の介護予防通所リハビリテーション事業所において介護予防通所リハビリテーションを受けている間は、当該介護予防通所リハビリテーション事業所以外の介護予防通所リハビリテーション事業所が介護予防通所リハビリテーションを行った場合に、介護予防通所リハビリテーションを存った場合に、介護予防通所リハビリテーションを存った場合に、介護予防通所リハビリテーションを行った場合に、別に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画に位置付けられた内容の通所リハビリテーションを行うための標準的な時間で算定していますか。 ※単に、当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合は、通所リハビリテーションのサービスが提供されているとは認められません。したがって、この場合は当初計画	□いいえ □非該当 □はい □いいえ □非該当	別表 5の注 5 平 18 厚労告 127 別表 5の注 6 平 12 厚告 19 別表 7 の注 1 平 12 老企 36
所要時間の	③ 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間に、介護予防通所リハビリテーション費を算定していませんか。 ④ 利用者が一の介護予防通所リハビリテーション事業所において介護予防通所リハビリテーションを受けている間は、当該介護予防通所リハビリテーション事業所以外の介護予防通所リハビリテーション事業所が介護予防通所リハビリテーションを行った場合に、介護予防通所リハビリテーションを行った場合に、介護予防通所リハビリテーションを存った場合に、介護予防通所リハビリテーションを行った場合に、介護予防通所リハビリテーションを行った場合に、介護予防通所リハビリテーションでしていませんか。 が要時間による区分については、現に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画に位置付けられた内容の通所リハビリテーションを行うための標準的な時間で算定していますか。 ※単に、当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合は、通所リハビリテーションのサービスが提供されているとは認められません。したがって、この場合は当初計画に位置づけられた所要時間に応じた所定単位数により算定します。(このよう	□いいえ □非該当 □はい □いいえ □非該当	別表 5の注 5 平 18 厚労告 127 別表 5の注 6 平 12 厚告 19 別表 7 の注 1 平 12 老企 36
所要時間の	③ 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間に、介護予防通所リハビリテーション費を算定していませんか。 ④ 利用者が一の介護予防通所リハビリテーション事業所において介護予防通所リハビリテーションを受けている間は、当該介護予防通所リハビリテーション事業所以外の介護予防通所リハビリテーション事業所が介護予防通所リハビリテーションを行った場合に、介護予防通所リハビリテーション費を算定していませんか。 所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画に位置付けられた内容の通所リハビリテーションを行うための標準的な時間で算定していますか。 ※単に、当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合は、通所リハビリテーションのサービスが提供されているとは認められません。したがって、この場合は当初計画に位置づけられた所要時間に応じた所定単位数により算定します。(このような家族等の出迎え等までの間のいわゆる「預かり」サービスについては、利用	□いいえ □非該当 □はい □いいえ □非該当	別表 5の注 5 平 18 厚労告 127 別表 5の注 6 平 12 厚告 19 別表 7 の注 1 平 12 老企 36
所要時間の	③ 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間に、介護予防通所リハビリテーション費を算定していませんか。 ④ 利用者が一の介護予防通所リハビリテーション事業所において介護予防通所リハビリテーションを受けている間は、当該介護予防通所リハビリテーション事業所以外の介護予防通所リハビリテーション事業所が介護予防通所リハビリテーションを行った場合に、介護予防通所リハビリテーション費を算定していませんか。 所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画に位置付けられた内容の通所リハビリテーションを行うための標準的な時間で算定していますか。 ※単に、当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合は、通所リハビリテーションのサービスが提供されているとは認められません。したがって、この場合は当初計画に位置づけられた所要時間に応じた所定単位数により算定します。(このような家族等の出迎え等までの間のいわゆる「預かり」サービスについては、利用者から別途利用料を徴収しても差し支えありません。)。また、通所リハビリテ	□いいえ □非該当 □はい □いいえ □非該当	別表 5の注 5 平 18 厚労告 127 別表 5の注 6 平 12 厚告 19 別表 7 の注 1 平 12 老企 36
所要時間の	③ 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間に、介護予防通所リハビリテーション費を算定していませんか。 ④ 利用者が一の介護予防通所リハビリテーション事業所において介護予防通所リハビリテーションを受けている間は、当該介護予防通所リハビリテーション事業所以外の介護予防通所リハビリテーション事業所が介護予防通所リハビリテーションを行った場合に、介護予防通所リハビリテーション費を算定していませんか。 所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画に位置付けられた内容の通所リハビリテーションを行うための標準的な時間で算定していますか。 ※単に、当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合は、通所リハビリテーションのサービスが提供されているとは認められません。したがって、この場合は当初計画に位置づけられた所要時間に応じた所定単位数により算定します。(このような家族等の出迎え等までの間のいわゆる「預かり」サービスについては、利用者から別途利用料を徴収しても差し支えありません。)。また、通所リハビリテーションを行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まれませんが、送	□いいえ □非該当 □はい □いいえ □非該当	別表 5の注 5 平 18 厚労告 127 別表 5の注 6 平 12 厚告 19 別表 7 の注 1 平 12 老企 36
所要時間の	③ 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間に、介護予防通所リハビリテーション費を算定していませんか。 ④ 利用者が一の介護予防通所リハビリテーション事業所において介護予防通所リハビリテーションを受けている間は、当該介護予防通所リハビリテーション事業所以外の介護予防通所リハビリテーション事業所が介護予防通所リハビリテーションを行った場合に、介護予防通所リハビリテーション費を算定していませんか。 所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画に位置付けられた内容の通所リハビリテーションを行うための標準的な時間で算定していますか。 ※単に、当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合は、通所リハビリテーションのサービスが提供されているとは認められません。したがって、この場合は当初計画に位置づけられた所要時間に応じた所定単位数により算定します。(このような家族等の出迎え等までの間のいわゆる「預かり」サービスについては、利用者から別途利用料を徴収しても差し支えありません。)。また、通所リハビリテーションを行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まれませんが、送迎時に実施した居宅内での介助等(電気の消灯・点灯、窓の施錠、着替え、ベ	□いいえ □非該当 □はい □いいえ □非該当	別表 5の注 5 平 18 厚労告 127 別表 5の注 6 平 12 厚告 19 別表 7 の注 1 平 12 老企 36
所要時間の	③ 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護者しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間に、介護予防通所リハビリテーション費を算定していませんか。 ④ 利用者が一の介護予防通所リハビリテーション事業所において介護予防通所リハビリテーションを受けている間は、当該介護予防通所リハビリテーション事業所以外の介護予防通所リハビリテーション事業所が介護予防通所リハビリテーションを行った場合に、介護予防通所リハビリテーション費を算定していませんか。 所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画に位置付けられた内容の通所リハビリテーションを行うための標準的な時間で算定していますか。 ※単に、当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合は、通所リハビリテーションのサービスが提供されているとは認められません。したがって、この場合は当初計画に位置づけられた所要時間に応じた所定単位数により算定します。(このような家族等の出迎え等までの間のいわゆる「預かり」サービスについては、利用者から別途利用料を徴収しても差し支えありません。)。また、通所リハビリテーションを行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まれませんが、送迎時に実施した居宅内での介助等(電気の消灯・点灯、窓の施錠、着替え、ベッドへの移乗等)に要する時間は、次のいずれの要件も満たす場合、1日30	□いいえ □非該当 □はい □いいえ □非該当	別表 5の注 5 平 18 厚労告 127 別表 5の注 6 平 12 厚告 19 別表 7 の注 1 平 12 老企 36
所要時間の	③ 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護者しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間に、介護予防通所リハビリテーション費を算定していませんか。 ④ 利用者が一の介護予防通所リハビリテーション事業所において介護予防通所リハビリテーションを受けている間は、当該介護予防通所リハビリテーション事業所以外の介護予防通所リハビリテーション事業所が介護予防通所リハビリテーションを行った場合に、介護予防通所リハビリテーション費を算定していませんか。 所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画に位置付けられた内容の通所リハビリテーションを行うための標準的な時間で算定していますか。 ※単に、当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合は、通所リハビリテーションのサービスが提供されているとは認められません。したがって、この場合は当初計画に位置づけられた所要時間に応じた所定単位数により算定します。(このような家族等の出迎え等までの間のいわゆる「預かり」サービスについては、利用者から別途利用料を徴収しても差し支えありません。)。また、通所リハビリテーションを行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まれませんが、送迎時に実施した居宅内での介助等(電気の消灯・点灯、窓の施錠、着替え、ベッドへの移乗等)に要する時間は、次のいずれの要件も満たす場合、1日30	□いいえ □非該当 □はい □いいえ □非該当	別表 5の注 5 平 18 厚労告 127 別表 5の注 6 平 12 厚告 19 別表 7 の注 1 平 12 老企 36
所要時間の	③ 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護者しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間に、介護予防通所リハビリテーション費を算定していませんか。 ④ 利用者が一の介護予防通所リハビリテーション事業所において介護予防通所リハビリテーションを受けている間は、当該介護予防通所リハビリテーション事業所以外の介護予防通所リハビリテーション事業所が介護予防通所リハビリテーションを行った場合に、介護予防通所リハビリテーション費を算定していませんか。 「所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画に位置付けられた内容の通所リハビリテーションを行うための標準的な時間で算定していますか。 ※単に、当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合は、通所リハビリテーションのサービスが提供されているとは認められません。したがって、この場合は当初計画に位置づけられた所要時間に応じた所定単位数により算定します。(このような家族等の出迎え等までの間のいわゆる「預かり」サービスについては、利用者から別途利用料を徴収しても差し支えありません。)。また、通所リハビリテーションを行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まれませんが、送迎時に実施した居宅内での介助等(電気の消灯・点灯、窓の施錠、着替え、ベッドへの移乗等)に要する時間は、次のいずれの要件も満たす場合、1日30分以内を限度として含めることができます。	□いいえ □非該当 □はい □いいえ □非該当	別表 5の注 5 平 18 厚労告 127 別表 5の注 6 平 12 厚告 19 別表 7 の注 1 平 12 老企 36
所要時間の	③ 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護者しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間に、介護予防通所リハビリテーション費を算定していませんか。 ④ 利用者が一の介護予防通所リハビリテーション事業所において介護予防通所リハビリテーションを受けている間は、当該介護予防通所リハビリテーション事業所以外の介護予防通所リハビリテーション事業所が介護予防通所リハビリテーションを行った場合に、介護予防通所リハビリテーション費を算定していませんか。 「所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画に位置付けられた内容の通所リハビリテーションを行うための標準的な時間で算定していますか。 ※単に、当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合は、通所リハビリテーションのサービスが提供されているとは認められません。したがって、この場合は当初計画に位置づけられた所要時間に応じた所定単位数により算定します。(このような家族等の出迎え等までの間のいわゆる「預かり」サービスについては、利用者から別途利用料を徴収しても差し支えありません。)。また、通所リハビリテーションを行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まれませんが、送迎時に実施した居宅内での介助等(電気の消灯・点灯、窓の施錠、着替え、ベッドへの移乗等)に要する時間は、次のいずれの要件も満たす場合、1日30分以内を限度として含めることができます。	□いいえ □非該当 □はい □いいえ □非該当	別表 5の注 5 平 18 厚労告 127 別表 5の注 6 平 12 厚告 19 別表 7 の注 1 平 12 老企 36

	職員、介護福祉士、実務者研修修了者、旧介護職員基礎研修課程修了者、 旧ホームヘルパー1級研修課程修了者、介護職員初任者研修修了者(旧ホ ームヘルパー2級研修課程修了者を含む。)又は当該事業所における勤続 年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所、医療機関、社会福祉 施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員としての勤続年数 の合計が3年以上の介護職員である場合		
	※当日の利用者の心身の状況から、実際の通所リハビリテーションの提供が通所 リハビリテーション計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には、 通所リハビリテーション計画上の単位数を算定して差し支えありません。な お、通所リハビリテーション計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合に は、通所リハビリテーション計画を変更のうえ、変更後の所要時間に応じた単 位数を算定します。		
	※利用者に対して、一日に複数の指定通所リハビリテーションを行う事業所にあっては、それぞれの指定通所リハビリテーションごとに通所リハビリテーション費を算定するものとします(例えば、午前と午後に指定通所リハビリテーションを行う場合にあっては、それぞれについて通所リハビリテーション費を算定します。)。ただし、一時間以上二時間未満の通所リハビリテーションの利用者については、同日に行われる他の通所リハビリテーション費は算定できません。		
7-3 定員超過利 用、人員基 準欠如に該 当する場合	利用者の数又は医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準(平 12 厚告第 27 号第 2 号)に該当する場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定していますか。	□はい □いいえ □非該当	平 12 厚告 27 第 2 号イ 平 12 厚告 27
の所定単位数の算定に	※厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、次の場合です。		第2号口
ついて	ア 月平均の利用者の数が、施行規則第120条の規定に基づき市長に提出した 運営規程に定められている利用定員を超える場合		
	イ 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは介護職員 の員数が、指定居宅サービス基準第111条に定める員数に満たない場合		
7-4 感染症又は 災害の発生 を理由とす る利用者数 の減少	感染症又は災害(厚生労働大臣が認めるものに限る。)の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り、1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内に限り、引き続き加算することができます。	□はい □いいえ □非該当	平 12 厚告 19 別表 7 の注 4 平 12 老企 36 第 2 の 8(3)
7-5 高齢者虐待 防止措置未	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。	□はい □いいえ □非該当	平 12 厚告 19 別表7の注2
実施減算 (介護予防 も同様)	【厚生労働大臣が定める基準】 基準第88条において準用する基準第3条の38の2に規定する基準に適合していること。		平27厚労告95 24の2
	※高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、「5-20 虐待の防止」(準用する基準第3条38の2)に 規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算します。		平18-0331005 2-5(4) (準用2-(5))
	具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催 していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止 のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正		

	に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画		
	を市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況		
	を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月ま		
	での間について、利用者全員について所定単位数から減算します。		
7-6	次の「業務継続計画の策定等」に関する基準(平18厚令34第88条(準用第3条	口はい	平 12 厚告 19
業務継続計	の30の2))を満たさない場合、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の	□いいえ	別表7の注3
画未策定減	100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。	□非該当	亚 07 厚兴生 05
算 (介護予			平 27 厚労告 95 第24の2
防も同様)	・業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。		3121022
	※上記の基準を満たさない事実が生じた場合、その翌月(基準を満たさない事		
	実が生じた日が月の初日である場合は当該月)から基準に満たない状況が解		
	消されるに至った月まで、入所者全員について所定単位数から減算する。		
7-7	1時間以上2時間未満の通所リハビリテーションについて、指定居宅サービス	□はい	平 12 厚告 19
1 時間以上	基準第 111 条に規定する配置基準を超えて、理学療法士、作業療法士、言語聴覚	□いいえ	別表7の注5
2時間未	士を専従かつ常勤で2名以上配置している事業所については、1日につき 30 単	□非該当	
満の通所リ	位を所定単位数に加算していますか。		平 12 老企 36
ハビリテー			平 12 老年 36 第 2 の 8(4)
ションで理	※「専従」とは、当該通所リハビリテーション事業所において行うリハビリテー		N1 2 47 0 (4)
学療法士等	ションについて、当該リハビリテーションを実施する時間に専らその職務に従		
を2名以上	事していることで足ります。		
配置してい			
る場合(理			
学療法士等			
体制強化加			
算)			
7-8	次の区分により取り扱ってください。		
事業所規模			
による区			
分の取扱い			
(1) 通常	前年度の1月当たりの平均利用延人員数(要支援を含む)が750人以内の事	口はい	平 27 厚告 96 第 10 号イ
規模型通所	業所であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平	□いいえ	- 第 10 万年
リハビリテ	11 厚令 37) 第 112 条に定める設備に関する基準に適合している事業所である場	□非該当	
ーション	合は、通常規模型通所リハビリテーション費を算定していますか。		亚原原生 0.0
(2) 大規	前年度の1月当たりの平均利用延人員数(要支援も含む)が750人を超える	口はい	平 27 厚告 96 第 10 号口
模型通所リ ハビリテー	事業所であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平 11 厚令 37)第 112 条に定める設備に関する基準に適合している事業所であ	□いいえ	N1 10 17 II
ション		□非該当	
平均利用延	る場合は、大規模型模型通所リハビリテーション費を算定していますか。 ※平均利用延人員数の計算に当たっては、当該通所リハビリテーション事業所に		平 12 老企 36
人員数の取	「然子均利用処人員数の計算に当たりでは、当該通所リハビリケーション事業所に 係る通所リハビリテーション事業者が、介護予防通所リハビリテーション事業		第2の8(10)
扱い	者の指定を併せて受け一体的に事業を実施している場合は、当該介護予防通所		
10.	リハビリテーション事業所における前年度の1月当たりの平均利用延人員数		
	を含みます。		
	ただし、通所リハビリテーション事業者が介護予防通所リハビリテーション		
	事業者の指定を併せて受けている場合であっても、事業が一体的に実施され		
	ず、実態として両事業が分離されて実施されている場合には、当該平均利用延		
	人員数には当該介護予防通所リハビリテーション事業所の平均利用延人員数		
	は含めない取扱いとします。		
	また、平均利用延人員数に含むこととされた介護予防通所リハビリテーショ		
	ン事業所の利用者の計算に当たっては、介護予防通所リハビリテーションの利		
	用時間が2時間未満の利用者については、利用者数に4分の1を乗じて得た数		
	とし、2時間以上4時間未満の利用者については、利用者数に2分の1を乗じ		
	て得た数とし、利用時間が4時間以上6時間未満の利用者については、利用者		

数に4分の3を乗じて得た数とします。 ただし、介護予防通所リハビリテーション事業所の利用者については、同時 にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によっ て計算しても差し支えありません。 また、1月間(歴月)、正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施した月に おける平均利用人員数については、当該月の平均利用延人員数に7分の6を乗 じた数によるものとします。 ※前年度の実績が6月に満たない事業者(新たに事業を開始し、又は再開した事 業者を含む)又は前年度から定員を概ね25%以上変更して事業を実施しよう とする事業者においては、当該年度に係る平均利用延人員数については、便宜 上、市長に届け出た当該事業所の利用定員の90%に予定される1月当たりの 営業日数を乗じて得た数とします。 ※毎年度3月31日時点において、事業を実施している事業者であって、4月以降 も引き続き事業を実施する者の当該年度の通所リハビリテーション費の算定 に当たっては、前年度の平均利用延人員数は、前年度において通所リハビリテ ーション費を算定している月(3月を除く。)の1月当たりの平均利用延人員数 とします。 ※平均利用延人員数が750人超の事業所であっても、算定する月の前月において 以下に示す基準を満たしている場合は、通常規模型通所リハビリテーション費 を算定することができる。 利用者総数のうち、リハビリテーションマネジメント加算を算定した利用 者の割合が80%以上であること。 b 専ら当該通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士(以下、理学療法士等)が利用者の数を 10 で除した数以 上確保されていること。要件の算出式は以下の通りとする。 (通所リハビリテーション計画に位置付けられた利用時間× 各利用時間の利用人数)の合計(※1) ≦10 理学療法士等の通所リハビリテーション事業所における 勤務時間の合計(※2) (※1) 各利用時間の下限で計算してください。(例:2~3時間利用の利用者が4人の場 合、2 (時間) × 4 (人) として計算。) (※2) 所定労働時間のうち通所リハビリテーション事業所の業務に従事することとされ ている時間とし、必ずしも利用者に対し通所リハビリテーションを提供している時 間に限らないことに留意してください。 ※感染症又は災害(厚生労働大臣が認めるものに限る。)の発生を理由とする利 用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平 均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、利用者数が減少した 月の翌々月から3月以内に限り、1回につき所定単位数の100分の3に相当す る単位数を所定単位数に加算していますか。ただし、利用者数の減少に対応す るための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められ る場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内に限り、引き続き 加算することができます。 算定対象時間(通所リハビリテーションの所要時間とその前後に引き続き行っ 平 12 厚告 19 の 7 - 9口はい 別表 7 注 6 た日常生活上の世話の時間を通算した時間)が8時間以上となった場合は、次に 連続して延 □いいえ 長サービ 掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 □非該当 スを行った 場合に係る イ 8時間以上 9時間未満の場合 50単位

加算(延長加算)	ロ 9時間以上10時間未満の場合 100単位 ハ 10時間以上11時間未満の場合 150単位 ニ 11時間以上12時間未満の場合 200単位 ホ 12時間以上13時間未満の場合 250単位 へ 13時間以上14時間未満の場合 300単位 ※当該加算は、所要時間7時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの前後に連続して通所リハビリテーションを行う場合について、6時間を限度として算定するものです。	算いにイロハニホ にカロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロ	平 12 老企 36 第 2 の 8(5)
	例えば、8時間の通所リハビリテーションの後に連続して2時間の延長サービスを行った場合や、8時間の通所リハビリテーションの前に連続して1時間、後に連続して1時間、合計2時間の延長サービスを行った場合には、2時間の延長サービスとし100単位を算定します。	\ \ \	
	7時間の通所リハビリテーションサービスの後に連続して2時間の延長サービスを行った場合には、延長サービスの通算時間は9時間であり、1時間分の延長サービスとして50単位を算定します。		
	延長加算は、延長サービスが可能な体制にあり、実際に延長サービスを行った場合に算定するものですが、当該事業所の実情に応じて、適当数の従業者を 置いていることが必要です。		
7-10 リハビリテ ーション提 供体制加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定通 所リハビリテーション事業所については、リハビリテーション提供体制加算とし て、通所リハビリテーション計画に位置付けられた内容の指定通所リハビリテー ションを行うのに要する標準的な時間に応じ、それぞれ次に掲げる単位数を所定 単位数に加算していますか。	□はい □いいえ □非該当	平 12 厚告 19 別表の 7 注 7
	イ 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合 12 単位 ロ 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合 16 単位 ハ 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合 20 単位 ニ 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合 24 単位 ホ 所要時間 7 時間以上の場合 28 単位		平 27 厚告 95
	※厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり 指定通所リハビリテーション事業所において、常時、当該事業所に配置されて いる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の合計数が、当該事業所の利用者 の数が25又はその端数を増すごとに一以上であること。		第 24 の 4
7-11 通所リハビ リテーショ	① 過去の介護報酬改定において、個別リハビリテーション実施加算が本体報酬に包括化された趣旨を踏まえ、利用者の状態に応じ、個別にリハビリテーションを実施していますか。	□はい□いいえ	平 12 老企 36 2 の 8(11)①
ンの提供に ついて	② 医師の診療に基づき、通所リハビリテーション計画を作成し、実施していますか。	□はい □いいえ	平 12 老企 36 2 の 8(11)②
	③ 医師が、指定通所リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか1以上の指示を行っていますか。	□はい □いいえ	平 12 老企 36 2 の 8(11)③
	④ ③における指示を行った医師又は当該指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、当該指示に基づき行った内容を明確に記録していますか。	□はい □いいえ	平 12 老企 36 2 の 8(11)④
	⑤ 通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していますか。	□はい □いいえ	平 12 老企 36 2 の 8(11)⑤
	※ 初回の評価は、通所リハビリテーション計画に基づくリハビリテーションの		

	提供開始からおおむね2週間以内に、その後はおおむね3月ごとに評価を行う。		
	⑥ 指定通所リハビリテーション事業所の医師が利用者に対して3月以上の指定通所リハビリテーションの継続利用が必要と判断する場合には、リハビリテーション計画書に指定通所リハビリテーションの継続利用が必要な理由、具体的な終了目安となる時期、その他指定居宅サービスの併用と移行の見通しを記載し、本人・家族に説明を行っていますか。	□はい □いいえ	平 12 老企 36 2 の 8(11)⑥
	⑦ 新規に通所リハビリテーション計画を作成した利用者に対して、指定通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、当該計画に従い、指定通所リハビリテーションの実施を開始した日から起算して1月以内に、当該利用者の居宅を訪問し、診療、運動機能検査、作業能力検査等を行うよう努めていますか。	□はい □いいえ	平 12 老企 36 2 の 8(11) ⑦
	⑤ 指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚	□はい	平 12 老企 36
	士が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫などの情報を伝達していますか。	□いいえ	2 Ø 8(11) ®
7-12	入浴介助を行った場合は当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる	口はい	平 12 厚告 19
入浴介助加 算	単位数を所定単位数に加算していますか。 (1) 入浴介助加算(I) 40 単位	□いいえ □非該当	別表の7注9
	ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。	算定して	
	入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものであるが、この場合の「観察」とは、自立生活支援のための見守り的援助のことであり、	いる加算 に ☑	
	利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行うことにより、結果として、身体に直接接触する介助を行わなかった場合について	□ (II)	
	も、加算の対象となるものであること。なお、利用者の自立生活を支援する上で 最適と考えられる入浴手法が、部分浴(シャワー浴含む)等である場合は、これ を含むものとする。通所リハビリテーション計画上、入浴の提供が位置付けられ		
	ている場合に、利用者側の事情により、入浴を実施しなかった場合については、 加算を算定できません		
	(2) 入浴介助加算(Ⅱ) 60 単位	口はい	平 12 厚告 19 別表の 7 注 9
	次の(ア〜エ)いずれにも適合すること。	口いいえ	別級の1 任9
	ア (1)に掲げる基準に適合していますか。	□非該当	
	イ 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは介護支援専門員又は 利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相 談員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及 び経験を有する者(以下「医師等」という。)が利用者の居宅を訪問し、		平 27 厚告 95 第 24 の 5
	浴室における利用者の動作及び浴室の環境を評価し、かつ、当該訪問において、居宅の浴室が、利用者自身又はその家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にあると認められる場合は、訪問した医師等が、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行っていますか。		平 12 老企 36 第 2 の 8(12)
	※医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が当該評価及び助言を行っても差し支えないものとします。		

-			
	※情報通信機器等の活用については、当該利用者等の同意を得なければなりません。		
	また、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。		
	ウ 当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が医師等との連携の 下で、利用者の心身の状況、訪問により把握した当該利用者の居宅の浴室 の 環境等を踏まえて個別の入浴計画を作成していますか。		
	※個別の入浴計画に相当する内容を通所リハビリテーション計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別の入浴計画の作成に代えることができるものとします。		
	エ ウの入浴計画に基づき、個浴(個別の入浴をいう。以下同じ。) その他の 利用者の居宅の状況に近い環境(利用者の居宅の浴室の手すりの位置や、 使用する浴槽の深さ及び高さ等に合わせて、当該事業所の浴室に福祉用具 等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況を再現しているもの をいう。) で、入浴介助を行っていますか。		
	【入浴介助加算の算定上の留意事項】		
	① 体調不良等により入浴が実施しなかった場合について、加算を算定していませんか。		平 12 老企 36 第二 の 8位2ア② 平 12 老企 36 第二 の 8位27①
	※通所リハビリテーション計画上、入浴の提供が位置付けられている場合に、利用者側の事情により、入浴を実施しなかった場合については、加算を算定できません。		
	② 入浴介助加算(I)は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について 算定されるものですが、この場合の「観察」とは、自立生活支援のための見守り 的援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のため		平 12 老企 36 第二の 8(12)ア①
	に、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、 気分の確認などを行うことで、結果として身体に直接接触する介助を行わなかっ		
	た場合についても、加算の対象となります。 なお、この場合の入浴には、利用者の自立生活を支援する上で最適と考えられる入浴手法が、部分浴(シャワー浴含む)等である場合は、これを含むものとし		
	ます。		
	③ 居宅への訪問の際、利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが可能であると判断した場合、事業所に対しそ		平 12 老企 36 第二の 8(12)イ③
	の旨情報共有すること。 ※利用者の居宅を訪問し評価した者が、事業所の従業者以外の者である場合は、 書面等を活用し、十分な情報共有を行うよう留意してください。		
	④ 入浴介助を行う際は、関係計画等の達成状況や利用者の状態をふまえて、自身で又は家族・訪問介護員等の介助によって入浴することができるようになるよ		平 12 老企 36 第二の 8(12)イ④
	う、必要な介護技術の習得に努め、これを用いて行ってください。必要な介護技術の習得にあたっては、既存の研修等を参考にしてください。		
7-13	① 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た通所	口はい	平 12 厚告 19
リハビリテ	リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他	□いいえ	別表の7注10
ーションマネジメント	の職種の者が共同し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合、リハビリテーションマネジメント加算として、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に	□非該当	
加算	りケーションマネシメント加算として、次に拘りる区分に応し、1月につき次に 掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。		
	さらに、通所リハビリテーション計画について、指定通所リハビリテーション		
	事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合、		
	1月につき 270 単位を加算していますか。		
	ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、その他の 加算は第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	算定して	
	加算は算定せず、栄養アセスメント加算又は口腔機能向上加算(I)若しくは(Ⅱ)		

ロを算定している場合は、リハビリテーションマネジメント加算(ハ)は算定できません。	いる加算 に ☑	
イ リハビリテーションマネジメント加算(イ) (1)通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族 に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合 560単位	□ (イ) □ (ロ) □ (ハ)	
(2) 当該日の属する月から起算して 6 月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合 240 単位		
ロ リハビリテーションマネジメント加算(ロ) (1)通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合 593単位		
(2) 当該日の属する月から起算して 6 月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合 273 単位		
ハ リハビ リテーションマネジ メント加算(ハ) (1) 通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の 同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーショ ンの質を管理した場合 793単位		
(2) 当該日の属する月から起算して 6 月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合 473 単位		
※厚生労働大臣の定める基準の内容は次のとおり 1 リハビリテーションマネジメント加算(イ) 次に掲げる基準のいずれにも適合していますか。	□はい □いいえ □非該当	
(1) リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門 的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、当該リハビ リテーション会議の内容を記録していますか。		
(2) 通所リハビリテーション計画について、当該計画の作成に関与した医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。 ただし、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が説明した場合は、説明した内容等について医師へ報告していますか。		
(3) 通所リハビリテーション計画の作成に当たって、当該計画の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の場合にあっては1月に1回以上、6月を超えた場合にあっては3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、通所リハビリテーション計画を見直していますか。		
(4) 事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行っていますか。		
(5) 次のいずれかに適合すること。 a 事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、居宅サービス計画 に位置付けた指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当す る事業に係る従業者と利用者の居宅を訪問し、当該従業者に対し、リハ		

ビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及 び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。		
b 事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者の居宅を訪問し、その家族に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。		
(6) (1)から(5)までに掲げる基準に適合することを確認し、記録していますか。		
2 リハヒ゛リテーションマネン゛メント加算(ロ)	口はい	
次に掲げる基準のいずれにも適合していますか。	□いいえ	
(1)リハビリテーションマネジメント加算(イ)の要件に適合すること	□非該当	
(2) リハビリテーション計画等の情報の提出等 LIFEを用いて行い、LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科 学的介護情報システム (LIFE) 関連加算に関する基本的考え方並びに事 務処理手順及び様式例の提示について」によること。		
3 リハビリテーションマネジ・メント加算(ハ) 次に掲げる基準のいずれにも適合していますか。	□はい □いいえ	
(1) リハビリテーションマネジメント加算(ロ)の要件に適合すること。	□非該当	
(2) 事業所の従業者、または外部との連携により管理栄養士を1名以上配置 していること。		
(3) 言語聴覚士、歯科衛生士または看護職員を1名以上配置していること。		
(4) 利用者ごとに、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種が共同して栄養アセスメントを実施し、利用者またはその家族に対してその結果を説明し、必要に応じて相談に応じて対応すること。		
(5) 定員超過利用・人員基準欠如減算に該当しないこと。		
(6) 利用者ごとに、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員その他の職種が共同 して口腔の健康状態を評価し、当該利用者の口腔の健康状態に係る解決す べき課題の把握を行っていること。		
(7) 利用者ごとに、関係職種が、通所リハビリテーション計画の内容の情報等や、利用者の口腔の健康状態に関する情報及び利用者の栄養状態に関する情報を相互に共有すること。		
(8) 共有した情報を踏まえ、必要に応じて通所リハビリテーション計画を見 直し、当該見直しの内容を関係職種に対して情報提供していること。		
【リハビリテーションマネジメント加算の算定上の留意事項】		平 12 老企 36 第 2 の 8(13)①
① リハビリテーションマネジメント加算は、リハビリテーションの質の向上を		7,12 -> 0 (10)
図るため、多職種が共同して、心身機能、活動・参加をするための機能について、		
バランス良くアプローチするリハビリテーションが提供できているかを継続的		
に管理していることを評価するものです。 なお、SPDCAサイクルの構築を含む、リハビリテーションマネジメントに係		
る実務等については、別途通知(「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口		
 腔の実施及び一体的取組について」)も参照してください。		

② 本加算における「同意を得た日」とは、通所リハビリテーションサービスの 利用にあたり、初めて通所リハビリテーション計画を作成して同意を得た日をい 第2の8(い、当該計画の見直しの際に同意を得た日とは異なることに留意してください。 ③ 利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月を超えた場合であって、 指定通所リハビリテーションのサービスを終了後に、病院等への入院又は他の居 宅サービス等の利用を経て、同一の指定通所リハビリテーション事業所を再度利 用した場合は、リハビリテーションマネジメント加算(イ) (一)、(ロ) (一)、(ハ) (一)を アルフィン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン	13)②
い、当該計画の見直しの際に同意を得た日とは異なることに留意してください。 ③ 利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月を超えた場合であって、 指定通所リハビリテーションのサービスを終了後に、病院等への入院又は他の居 宅サービス等の利用を経て、同一の指定通所リハビリテーション事業所を再度利 用した場合は、リハビリテーションマネジメント加算(イ) (ロ) (ハ) (ト・ハ・ハ・ハ・ハ・ハ・ハ・ハ・ハ・ハ・ハ・ハ・ハ・ハ・ハ・ハ・ハ・ハ・ハ・ハ	
い、当該計画の見直しの際に同意を得た日とは異なることに留意してください。 ③ 利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月を超えた場合であって、	36
③ 利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月を超えた場合であって、 指定通所リハビリテーションのサービスを終了後に、病院等への入院又は他の居 宅サービス等の利用を経て、同一の指定通所リハビリテーション事業所を再度利 用した場合は、リハビリテーションマネジメント加算(イ) (一)、(ハ) (一) を	36
指定通所リハビリテーションのサービスを終了後に、病院等への入院又は他の居 宅サービス等の利用を経て、同一の指定通所リハビリテーション事業所を再度利 用した場合は、リハビリテーションマネジメント加算(イ) (ロ) (ハ) (ハ) (ト)	50
宅サービス等の利用を経て、同一の指定通所リハビリテーション事業所を再度利用した場合は、リハビリテーションマネジメント加算(イ) (ロ) (ハ) (ハ) (トール・(ハ) (イール・(ハール・(ハール・(ハール・(ハール・(ルール・(ルール・(ルール・(ル	(3) (3)
用した場合は、リハビリテーションマネジメント加算(イ) (一)、(ロ) (一)、(ハ) (一)を	13/ 3
┃ ■ ■ ■ ■ ■ 再算定することはできず、加算(イ)□、(ロ)□、(ハ)□を算定してください。 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	
ただし、疾病が再発するなどにより入院が必要になった状態又は医師が集中的な	
医学的管理を含めた支援が必要と判断した等の状態の変化に伴う、やむを得ない	
理由がある場合であって、利用者又は家族が合意した場合には、加算(イ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ) (ロ	
(→、(ハ)(→を再算定できます。	
④ リハビリテーション会議の構成員は、利用者及びその家族を基本としつつ、 平12 老企	
医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計 第2の8((3) 4
画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者、看護師、准看護師、介護職	
員、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス担当者及び保健師等とすること。	
また、必要に応じて歯科医師、管理栄養士、歯科衛生士等が参加していますか。	
※ 利用者の家族について、家庭内暴力等により参加が望ましくない場合や、遠	
方に住んでいる等のやむを得ない事情がある場合においては、必ずしもその参加	
を求めるものではありません。	
※リハビリテーション会議の開催の日程調整を行ったが、構成員がリハビリテー	
ション会議を欠席した場合は、速やかに当該会議の内容について欠席者との情報	
共有を図ってください。	
⑤ リハビリテーション会議の開催頻度について、通所リハビリテーションを実 平 12 老企	
施する事業所若しくは介護予防通所リハビリテーションを実施する事業所並び 第2の80	(3) (6)
に当該事業所の指定を受けている保険医療機関において、算定開始の月の前月か	
ら起算して前 24 月以内に介護保険または医療保険のリハビリテーションに係る	
報酬の請求が併せて6月以上ある利用者については、算定当初から3月に1回の	
頻度でよい。	0.0
⑥ (2)イにおける厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行う 平 12 老企	
こととします。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報 第2の8((3) (7)
システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様	
式例の提示について」を参照してください。	
⑦ サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック	
情報を活用しSPDCAサイクルにより、サービスの質の管理を行ってくださ	
提出された情報は、国民の健康保持増進及びその有する能力の維持向上に資する	
ため、適宜活用されます。	
⑧ リハビリテーションマネジメント加算(ハ)について 平12 老企	36
a 栄養アセスメントにおける考え方は、「栄養アセスメント加算」と同様で 第2の8((3) (8)
あるので参照してください。	
20 20 C 20 MO C (10 C C)	
1. 口吹の健康化能の証何にわけて老さ士は、「口吹機やウ」加管にも同様で	
b 口腔の健康状態の評価における考え方は、「口腔機能向上加算」と同様で b 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
あるので参照してください。	
C リハビリテーション、口腔、栄養の一体的取組についての基本的な考え方	
は別途通知(「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び	
一体的取組について」)を参考とし、関係職種間で共有すべき情報は、同通	
知の様式1-1を参考とした上で、常に当該事業所の関係職種により閲覧	
が可能であるようにしてください。	10
7-14 医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、退院 □はい 平12 厚告	
短期集中個 ϕ (所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に、個別リハビリテーションを集 ϕ	£ 11
別リハビリ 中的に行った場合は、短期集中個別リハビリテーション実施加算として、1日に □非該当	
テーション つき 110 単位を所定単位数加算していますか。	

実施加算	 ※認知症短期集中リハビリテーション実施加算又は生活行為向上リハビリテー		
	ション実施加算を算定している場合は、算定できません。		
			平 12 老企 36
	※短期集中個別リハビリテーション実施加算におけるリハビリテーションは、利		第2の8(12)
	用者の状況に応じて、基本的動作能力及び応用的動作能力を向上させ、身体機能を回復するための集中的なリハビリテーションを個別に実施するものであ		
	ること。		
	※「個別リハビリテーションを集中的に行った場合」とは、退院(所)日又は認		
	定日から起算して3月以内の期間に、1週につきおおむね2回以上、1日当たり40分以上実施するものでなければならない。		
7-15	厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、厚生労働大臣が定める施設基準に	□はい	平 12 厚告 19
認知症短期	適合しているものとして市長に届け出た通所リハビリテーション事業所におい	□いいえ	別表の7注12
集中リハビ	て、認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生	□非該当	
リテーション実施加算	活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、医師又は医師の指示を受け た理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がリハビリテーションを集中的に行っ		
ク天旭加昇	た場合は、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定していますか。	算定して	
	ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げ	昇足して いる加算	
	るその他の加算は算定せず、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は生活	に図	
	行為向上リハビリテーション実施加算を算定している場合においては、算定しな い。		
	v · 0	☐ (I)	平 27 厚告 95
	イ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I) 240単位		第 27 号
	(1)1週間に2日を限度として個別にリハビリテーションを実施すること。		
	 ロ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ) 1920 単位		
	(1) 1月に4回以上リハビリテーションを実施すること。		
	(2) 通所リハビリテーション計画を作成し、生活機能の向上に資するリハビリ		
	テーションを実施すること。 (3) リハビリテーションマネジメント加算		
	(3) リハヒリノーションマインメント加昇 (イ)、(ロ)または(ハ)のいずれかを算定していること。		
	※別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり		
	イ リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 が適切に配置されていること。		
	ロ リハビリテーションを行うに当たり、利用者数が理学療法士、作業療法		
	士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること。		
	【認知症短期集中リハビリテーション実施加算の算定に当たっての留意事項】		平 12 老企 36 第 2 の 8(15)①
	 ① 認知症短期集中リハビリテーション実施加算におけるリハビリテーション		N17 ^> 0 (10) (1)
	は、認知症を有する利用者の認知機能や生活環境等を踏まえ、応用的動作能力や		
	社会適応能力(生活環境又は家庭環境へ適応する等の能力をいう。以下同じ。)を		
	最大限に活かしながら、当該利用者の生活機能を改善するためのリハビリテーションを実施するものであること		
	ョンを実施するものであること。 ② 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)は、精神科医師若しくは神		平 12 老企 36
	経内科医師又は認知症に対するリハビリテーションに関する専門的な研修を修		第2の8(15)②
	了した医師により、認知症の利用者であって生活機能の改善が見込まれると判断		
	された者に対して、通所リハビリテーション計画に基づき、1週間に2日を限度 として、20分以上のリハビリテーションを個別に実施した場合に算定できるも		
	として、20万以上のリハビリノーションを個別に実施した場合に昇足できるも のである。なお、当該リハビリテーションの提供時間が20分に満たない場合は、		
	算定できない。		
	③ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)は、精神科医師若しくは神		平 12 老企 36 第 2 の 8(15)③
	│経内科医師又は認知症に対するリハビリテーションに関する専門的な研修を終 │了した医師により、認知症の利用者であって生活機能の改善が見込まれると判断		977 4 V O (13) (3)
	された者に対して、通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の状態に応じ		

	て、個別又は集団によるリハビリテーションは、1月に8回以上実施することが		
	望ましいが、1月に4回以上実施した場合に算定できるものである。その際には		
	通所リハビリテーション計画書にその時間、実施頻度、実施方法を定めたうえで		
	実施するものであること。		
	④ 認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅱ)を算定する場合においては、利		平 12 老企 36
	用者の認知症の状態に対し、支援内容や利用回数が妥当かどうかを確認し、適切		第2の8(15)④
	に提供することが必要であることから一月に一回はモニタリングを行い、通所リ),, = · · · (==, O
	ハビリテーション計画を見直し、医師から利用者又はその家族に対する説明し、		
	同意を得ることが望ましい。		
	⑤ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)におけるリハビリテーシ		平 12 老企 36
	ョン計画の作成に当たっては、認知症を有する利用者の生活環境に対応したサー		第2の8(15)⑤
	ビス提供ができる体制を整える必要があることから、利用者の生活環境をあらか		
	じめ把握するため、当該利用者の居宅を訪問すること。		
	⑥ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)におけるリハビリテーシ		平 12 老企 36
	ョン計画に従ったリハビリテーションの評価に当たっては、利用者の居宅を訪問		第2の8(15)⑥
	し、当該利用者の居宅における応用的動作能力や社会適応能力について評価を行		
	い、その結果を当該利用者とその家族に伝達すること。なお、当該利用者の居宅		
	を訪問した際、リハビリテーションを実施することはできない。		
	(7) 本加算の対象となる利用者は、MMSE(MiniMental State Examination)又		平 12 老企 36
	はHDS-R(改定長谷川式簡易知能評価スケール)においておおむね5点~2		第2の8(15)⑦
	5点に相当する者である。),, =
			平 12 老企 36
	® 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)の算定に当たっては、リハ		第2の8(15)8
	ビリテーションマネジメント加算の算定が前提となっていることから、当該加算		第200(13)(0)
	の趣旨を踏まえたリハビリテーションを実施すること。		
	⑨ 本加算は、認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)についてはその		平 12 老企 36
	退院(所)日又は通所開始日から起算して3月以内の期間に、認知症短期集中リ		第2の8(15)⑨
	ハビリテーション実施加算(Ⅱ)についてはその退院(所)目又は通所開始日の属		
	する月から起算して3月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行った場		
	合に算定できることとしているが、当該利用者が過去3月の間に本加算を算定し		
	た場合は算的できない。		
7-16	厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、厚生労働大臣が定める施設基準に	□はい	平 12 厚告 19
生活行為向	適合しているものとして市長に届け出た通所リハビリテーション事業所が、生活	□いいえ	別表の7注13
上リハビリ	行為の内容の充実を図るためのリハビリテーションを行った場合は、1月につき	□非該当	
テーション	1250 単位を所定単位数に加算していますか。	ロが返ヨ	
実施加算	.,		
	※通所リハビリテーションの利用開始月から起算して6月以内に限る。		
i .	※毎期集中個別リハビリテーション実施加管マは認知症毎期集中リハビリテー		
	※短期集中個別リハビリテーション実施加算又は認知症短期集中リハビリテーション実施加算を質定している場合は質定しない。		
	※短期集中個別リハビリテーション実施加算又は認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定している場合は算定しない。		
	ション実施加算を算定している場合は算定しない。		
			平 27 厚告 95
	ション実施加算を算定している場合は算定しない。 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。		平 27 厚告 95 第 27 号
	ション実施加算を算定している場合は算定しない。 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。 イ 生活行為の内容の充実を図るため専門的な知識若しくは経験を有する		
	ション実施加算を算定している場合は算定しない。 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。 イ 生活行為の内容の充実を図るため専門的な知識若しくは経験を有する 作業療法士又は生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理		
	ション実施加算を算定している場合は算定しない。 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。 イ 生活行為の内容の充実を図るため専門的な知識若しくは経験を有する		
	ション実施加算を算定している場合は算定しない。 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。 イ 生活行為の内容の充実を図るため専門的な知識若しくは経験を有する 作業療法士又は生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理 学療法士若しくは言語聴覚士が配置されていること。		
	ション実施加算を算定している場合は算定しない。 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。 イ 生活行為の内容の充実を図るため専門的な知識若しくは経験を有する 作業療法士又は生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理 学療法士若しくは言語聴覚士が配置されていること。 ロ 生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハ		
	ション実施加算を算定している場合は算定しない。 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。 イ 生活行為の内容の充実を図るため専門的な知識若しくは経験を有する作業療法士又は生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理学療法士若しくは言語聴覚士が配置されていること。 ロ 生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリ		
	ション実施加算を算定している場合は算定しない。 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。 イ 生活行為の内容の充実を図るため専門的な知識若しくは経験を有する 作業療法士又は生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理 学療法士若しくは言語聴覚士が配置されていること。 ロ 生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハ		
	ション実施加算を算定している場合は算定しない。 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。 イ 生活行為の内容の充実を図るため専門的な知識若しくは経験を有する作業療法士又は生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理学療法士若しくは言語聴覚士が配置されていること。 ロ 生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリ		
	 ション実施加算を算定している場合は算定しない。 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。 イ 生活行為の内容の充実を図るため専門的な知識若しくは経験を有する作業療法士又は生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理学療法士若しくは言語聴覚士が配置されていること。 ロ 生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリハビリテーション実施計画をあらかじめ定めて、リハビリテーションを提供すること。 		
	 ション実施加算を算定している場合は算定しない。 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。 イ 生活行為の内容の充実を図るため専門的な知識若しくは経験を有する作業療法士又は生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理学療法士若しくは言語聴覚士が配置されていること。 ロ 生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリハビリテーション実施計画をあらかじめ定めて、リハビリテーションを提供すること。 ハ 当該計画で定めた指定通所リハビリテーションの実施期間中に指定通 		
	 ション実施加算を算定している場合は算定しない。 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。 イ 生活行為の内容の充実を図るため専門的な知識若しくは経験を有する作業療法士又は生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理学療法士若しくは言語聴覚士が配置されていること。 ロ 生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリハビリテーション実施計画をあらかじめ定めて、リハビリテーションを提供すること。 		
	 ション実施加算を算定している場合は算定しない。 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。 イ 生活行為の内容の充実を図るため専門的な知識若しくは経験を有する作業療法士又は生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理学療法士若しくは言語聴覚士が配置されていること。 ロ 生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリハビリテーション実施計画をあらかじめ定めて、リハビリテーションを提供すること。 ハ 当該計画で定めた指定通所リハビリテーションの実施期間中に指定通 		
	 ション実施加算を算定している場合は算定しない。 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。 イ 生活行為の内容の充実を図るため専門的な知識若しくは経験を有する作業療法士又は生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理学療法士若しくは言語聴覚士が配置されていること。 ロ 生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリハビリテーション実施計画をあらかじめ定めて、リハビリテーションを提供すること。 ハ 当該計画で定めた指定通所リハビリテーションの実施期間中に指定通所リハビリテーションの提供を終了した日前1月以内に、リハビリテ 		

		1	
	 ニ 通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算(イ)、(ロ)または(ハ)のいずれかを算定していること。 ホ 指定通所リハビリテーション事業者の医師又は医師の指示を受けた理学療法士・作業療法士若しくは言語聴覚士が当該利用者の居宅を訪問し、生活行為に関する評価をおおむね一月に一回以上実施すること。 		
	※別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり リハビリテーションを行うに当たり、利用者数が理学療法士、作業療法士又は 言語聴覚士の数に対して適切なものであること。		
	【生活行為向上リハビリテーション実施加算の算定上の留意事項】 ① 当該加算の「生活行為」とは、個人の活動として行う起居、歩行、排泄、入		平 12 老企 36 第 2 の 8(16)①
	浴、調理、買物、趣味活動等の行為をいう。 ② 当該加算におけるリハビリテーション(以下「生活行為向上リハビリテーション」という。)は、加齢や廃用症候群等により生活機能の1つである活動をするための機能が低下した利用者に対して、当該機能を回復させ、生活行為の内容の充実を図るための目標と当該目標を踏まえた6月間のリハビリテーションの実施内容を生活行為向上リハビリテーション実施計画にあらかじめ定めた上で、計画的に実施するものである。		平 12 老企 36 第 2 の 8 (16) ②
	③ 生活行為向上リハビリテーション実施計画書の作成や、リハビリテーション会議における当該リハビリテーションの目標の達成状況の報告については、厚生労働大臣が定める基準第28号イによって配置された者が行うことが想定されていることに留意すること。		平 12 老企 36 第 2 の 8(16)③
	④ 生活行為向上リハビリテーション実施計画の作成に当たっては、本加算の趣旨について説明した上で、当該計画の同意を得るよう留意すること。		平 12 老企 36 第 2 の 8(16) ④
	⑤ 本加算の算定に当たっては、リハビリテーションマネジメント加算の算定が 前提となっていることから、当該加算の趣旨を踏まえ、他者との関わり合いがあ る家庭での役割を担うことや地域の行事等に関与すること等を可能とすること を見据えた目標や実施内容を設定すること。		平 12 老企 36 第 2 の 8(16)⑤
	⑥ 本加算は、6月間に限定して算定が可能であることから、利用者やその家族においても、生活行為の内容の充実を図るための訓練内容を理解し、家族の協力を得ながら、利用者が生活の中で実践していくことが望ましい。また、リハビリテーション会議において、訓練の進捗状況やその評価等について、医師が利用者、その家族、構成員に説明すること。		平 12 老企 36 第 2 の 8(16)⑥
	⑦ 生活行為向上リハビリテーション実施計画書に従ったリハビリテーションの評価に当たっては、利用者の居宅を訪問し、当該利用者の居宅における応用的動作能力や社会適応能力について評価を行い、その結果を当該利用者とその家族に伝達すること。なお、当該利用者の居宅を訪問した際、リハビリテーションを実施することはできない。		平 12 老企 36 第 2 の 8(16)⑦
7-16 生活行為向 上リハビリ テーション	別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらか	□はい □いいえ □非該当	平 18 厚労告 127 別表 5 の注 5
実施加算 (介護予防)	じめ定めて、利用者に対して、リハビリテーションを計画的に行い、当該利用者の有する能力の向上を支援した場合は、生活行為向上リハビリテーション実施加算として、リハビリテーション実施計画に基づく指定介護予防通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき562単位を加算していますか。		平 27 厚告 95 第 106 条の 6
	※別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり 次のいずれにも適合すること。		
	イ 生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識若しくは経験を有する		

	作業療法士又は生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理学療法士若しくは言語聴覚士が配置されていること。		
	ロ 生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリハビリテーション実施計画をあらかじめ定めて、リハビリテーションを提供すること。		
	ハ 当該計画で定めた指定介護予防通所リハビリテーションの実施期間中に 指定介護予防通所リハビリテーションの提供を終了した日前1月以内に リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションの目標の達成状況 を報告すること。		
	二 指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等基準第百十七条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が当該利用者の居宅を訪問し生活行為に関する評価をおおむね一月に一回以上実施すること。		
	※別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり		
	リハビリテーションを行うに当たり、利用者数が理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること。		
7-17 若年性認知 症利用者受 入加算	次の基準に適合しているものとして市長に届け出た通所リハビリテーション 事業所において、若年性認知症利用者に対して通所リハビリテーションを行った 場合は、1日につき60単位を所定単位数に加算していますか。	□はい □いいえ □非該当	平 12 厚告 19 別表の 7 注 14 準用平 27 厚告 95
	※受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、その担当者を中心に、利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。		第 18 号
7-17 若年性認知 症利用者受 入加算	次の基準に適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所リハビリテーション事業所において、若年性認知症利用者に対して介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、1月につき240単位を所定単位数に加算していますか。	□はい □いいえ □非該当	平 18 厚労告 127 別表 5 の注 4
(介護予防)	※受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、その担当者を中心 に、利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。		
7-18 栄養アセス メント加算	利用者に対して管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメントを行った場合は栄養アセスメント加算として、1月につき 50 単位を所定単位数に加算していますか。	□はい □いいえ □非該当	平 12 厚告 19 別表 7 の注 15
(介護予防 も同様)	ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月並びにリハビリテーションマネジメント加算(ハ)を算定している場合は、算定できません。		平 12 老企 36 第 2 の 8(16) 準用(平 12 老企 36 第 2 の 7(17))
	(1)当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。		((11))
	(2)利用者ごとに、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、 看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施 し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応 じ対応すること。		
	(3)利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。		
	(4)厚生労働大臣が定める基準に適合している指定通所リハビリテーション事業所であること。		

	平 27 厚告 95 第 29 号
イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態に配慮した栄養ケア計	
上配置していること ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、医師、 管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態に配慮 した栄養ケア計	
士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共 同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態に配慮 した栄養ケア計	
ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問 し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄 養状態を定期的に記録していること。	
ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に 評価していること。	
ホ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと	
	平 12 老企 36 第 2
① 栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスの提供は利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。	の 8(19) ①
② 栄養改善加算を算定できる利用者は、次のアからオのいずれかに該当する者	平 12 老企 36 第 2 の 8(19)③
ア BMIが18.5未満である者	
イ 1~6月間で3%以上の体重の減少が認められる 者又は「地域支援事業の実施について」(平成1 8年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)に規定する基本 チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者	
ウ 血清アルブミン値が 3. 5 g/dl 以下である者	
エ 食事摂取量が不良 (75%以下) である者	
オ その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者	
なお、次のような問題を有する者については、前記アからオのいずれかの項目 に該当するかどうか、適宜確認してください。	
 生活機能の低下の問題 褥瘡に関する問題 食欲の低下の問題 閉じこもりの問題(基本チェックリストの閉じこもりに関連する(16)、(17) のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。) 認知症の問題(基本チェックリストの認知症に関連する(18)、(19)、(20)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。) 	

	認知症の問題(基本チェックリストの認知症に関連する(18)、(19)、(20)の		
	いずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。)		
	③ 栄養改善サービスの提供は、以下のアからカまでに掲げる手順を経てなされること。		平 12 老企 36 第 2 の 8(19) ④
	ア 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。		
	イ (1)利用開始時に、管理栄養士が中心となって、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、栄養状態に関する解決すべき課題の把握(以下「栄養アセスメント」という。)を行い、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、栄養食事相談に関する事項(食事に関する内容の説明等)、解決すべき栄養管理上の課題等に対し取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。		
	(2)作成した栄養ケア計画については、栄養改善サービスの対象となる利 用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。		
	ウ (1)栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等が利用者ごとに栄養改善サービスを提供すること。		
	(2) (1)の際、栄養ケア計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を 修正すること。		
	エ 栄養改善サービスの提供に当たり、居宅における食事の状況を聞き取った 結果、課題がある場合は、当該課題を解決するため、利用者又はその家族 の 同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、居宅での食事状況・食事環 境等の具体的な課題の把握や、主として食事の準備をする者に対する栄養 食事相談等の栄養改善サービスを提供すること。		
	オ 利用者の栄養状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、 概ね3月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行い、その結果 について当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師に対して情 報提供すること。		
	カ サービスの提供の記録において利用者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が利用者の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に栄養改善加算算定のために利用者の栄養状態を定期的に記録する必要はないものとすること。		
	④ リハビリテーションマネジメント加算(ハ)を実施し、栄養改善サービスの提供が必要と判断して当該加算を算定する場合は、リハビリテーションや口腔に係る評価を踏まえて栄養ケア計画を作成すること。		平 12 老企 36 第 2 の 8(19)⑤
	⑤ 概ね3月ごとの評価の結果、③のアからオのいずれかに該当する者であって、継続的に管理栄養士等がサービス提供を行うことにより、栄養改善の効果が期待できるとサービス担当者会議等を通じ認められるものについては、継続的に栄養改善サービスを提供すること。		平 12 老企 36 第 2 の 8(19) ⑥
7-19 栄養改善加 算 (介護予防)	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出て、低 栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対し、栄養改善サービスを 行った場合は、栄養改善加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算し ていますか。	□はい □いいえ □非該当	18 厚労告 127 別表 5 のニ 平 18-0317001 第二の 6(7)
	※本加算の取扱いは、通所リハビリテーションにおける栄養改善加算と基本的に 同様です。		
	※ただし、介護予防通所リハビリテーションにおいて栄養改善サービスを提供す		

	る目的は、当該サービスを通じて要支援者ができる限り要介護状態にならない で自立した日常生活を営むことができるよう支援することが目的であること に留意してください。		
	※なお、要支援者に対する当該サービスの実施に当たっては、栄養ケア計画に定める栄養改善サービスを概ね3月実施した時点で栄養状態の改善状況について評価を行い、その結果を当該要支援者に係る介護予防支援事業者等に報告するとともに、栄養状態に係る課題が解決され当該サービスを継続する必要性が認められない場合は、当該サービスを終了してください。		
7-20 口腔・栄養 スクリーニ ング 加算 (介護予防 も同様)	別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定通所リハビリテーション事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態についてのスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては、算定しないこと。 (1) 口腔・栄養スクリーニング加算(I) 20 単位 (2) 口腔・栄養スクリーニング加算(II) 5 単位	□はい □いい該当 算定る加 に☑	平 12 厚告 19 別表の 7 注 17
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5 単位	\square (Π)	
	① 口腔・栄養スクリーニング加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること ア 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認 を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報(当該利用者の口腔の 健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な	□はい □いいえ □非該当	平 27 厚告 95 第 19 号の 2
	情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 イ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、 当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあ		
	っては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 ウ 定員超過利用・人員基準欠如減算に該当しないこと。		
	エ 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。 a 栄養アセスメント加算を算定している間である又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若し くは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。		
	b 当該利用者が口腔くう機能向上加算の算定に係る口腔くう機能向上 サービスを受けている間である又は当該口腔くう機能向上サービスが 終了した日の属する月であること。		
	オ 他の介護サービスの事業所において、当該利用者について口腔連携強化加 算を算定していないこと。		
	② 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること ア 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)①ア及びウに掲げる基準に適合すること。	□はい □いいえ □非該当	平 27 厚告 95 第 19 号の 2
	(2) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している間である又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。		

	(3)算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。		
	イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)①イ及びウに掲げる基準に適合すること。		
	(2) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、 当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている 間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。		
	(3) 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔 機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了 した日の属する月であること。		
	(4)他の介護サービスの事業所において、当該利用者について口腔連携強化 加算を算定していないこと。		
	【口腔・栄養スクリーニング加算の算定上の留意事項】		平 12 老企 36 第 2
	① 口腔・栄養スクリーニング加算の算定に係る口腔の健康状態のスクリーニング(以下「口腔スクリーニング」という。)及び栄養状態のスクリーニング(以下		の 8(20) 準用(第 2 の 7(19))
	「栄養スクリーニング」という。)は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。		
	② 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングは、利用者に対して、原則として一体的に実施すべきものです。ただし、上記(2)に規定する場合にあっては、口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの一方のみを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(II)を算定することができる。		
	③ 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニング加算の算定に当たっては、利用者について次に掲げる要件に関する確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し提供すること。 (1)口腔スクリーニング		
	a 硬いものを避け、柔らかいものばかりを中心に食べる者 b 入れ歯を使っている者 c むせやすい者		
	(2)栄養スクリーニング a BMIが18.5未満である者		
	a BM1 が 18.5 不満 Cの 3 名 b 1 ~ 6 月間で3 %以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」(平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 厚生労働省老健局長通知) に規定する基本チェックリストのNo.11 の項目が「1」に該当する者		
	c 血清アルブミン値が 3.5 g / dl 以下である者		
	d 食事摂取量が不良(75%以下)である者 ④ 口腔・栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担		
	当者会議で決定することとし、原則として、 当該事業所が当該加算に基づく口 腔スクリーニング又は栄養スクリーニングを継続的に実施すること。		
	⑤ 加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービス又は口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供が必要と判断された場合は、口腔・栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定できます。		
7-21 口腔機能向 上加算	口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の	□はい □いいえ □非該当	平 12 厚告 19 別表 7 の注 18
	心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月に2		

回を限度として1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲 げるその他の加算は算定せず、リハビリテーションマネジメント加算(ハ)を算 定している場合は、口腔機能向上加算(I)及び(II)口は算定しません。		
※ただし、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができます。	該当に☑	
(1) 口腔機能向上加算(I) 150 単位(2) 口腔機能向上加算(II) イ 155 単位 口腔機能向上加算(II) ロ 160 単位	□ (I) □(II) \ □(II) \pi	
① 口腔機能向上加算(I) 150 単位 次に掲げる基準のいずれにも適合すること	□はい □いいえ □非該当	平 27 厚労告 95 第 30 号準用(第 20 号)
(1)言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を一名以上配置していること。		
(2)利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。		
(3)利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービス(指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費の注 16 に規定する口腔機能向上サービスをいう。以下同じ。)を行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。		
(4)利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。		
(5)定員超過利用・人員基準欠如減算に該当しないこと。		
② 口腔機能向上加算(Ⅱ)イ 155 単位 次に掲げる基準のいずれにも適合すること	□はい□いいえ□非該当	平 27 厚労告 95 第 30 号準用(第 20 号)
(1)口腔機能向上加算 (I) の要件を満たすこと。		
(2) リハビリテーションマネジメント加算 (ハ) を算定していること。		
(3)利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に 提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生 の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること		
③ 口腔機能向上加算(II)口 160 単位	□はい	平 27 厚労告 95
次に掲げる基準のいずれにも適合すること	□いいえ □非該当	第 30 号準用(第 20 号)
(1)口腔機能向上加算 (Ⅰ) 及び (Ⅱ) ロ(3)の要件を満たすこと。		
(2)リハビリテーションマネジメント加算(ハ)を算定していないこと		
【口腔機能向上加算の算定上の留意事項】		平 12 老企 36 第 2 の 8(21)①
① 口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供は利用者ごと		
に行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。 ② 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置して行うものであるこ		平 12 老企 36 第 2
と。		Ø 8(21) ②
③ 口腔機能向上加算を算定できる利用者は、次のアからウのいずれかに該当する者であって、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者とすること。		平 12 老企 36 第 2 の 8(21)③

ア 認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清掃の3項目のいずれかの項目 において「1」以外に該当する者	
イ 基本チェックリストの口腔機能に関する(13)(14)(15)の3項目のうち、2 項目以上が「1」に該当する者	
ウ その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者	
④ 利用者の口腔の状態によっては、医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通じて主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じること。 なお、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合にあっては、加算は算定できません。	平 12 老企 36 第 2 の 8(21)④
⑤ 口腔機能向上サービスの提供は、以下のアからエまでに掲げる手順を経てな されること。	平 12 老企 36 第 2 の 8(21)⑤
ア 利用者ごとの口腔機能等の口腔の健康状態を、利用開始時に把握すること。	
イ (1)利用開始時に、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が中心となって、利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行い、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して取り組むべき事項等を記載した口腔機能改善管理指導計画を作成していますか。	
(2)また、作成した口腔機能改善管理指導計画について、口腔機能向上サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ていますか。	
ウ (1) 口腔機能改善管理指導計画に基づき、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員等が利用者ごとに口腔機能向上サービスを提供していますか。	
(2)(1)の際、口腔機能改善管理指導計画に実施上の問題点があれば直ちに 当該計画を修正していますか。	
エ 利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を 検討し、概ね3月ごとに口腔機能の状態の評価を行い、その結果を当該利 用者が担当する介護支援専門員や主治の医師又は主治医の歯科医師に対 して情報提供していますか。	
⑥ 概ね3月ごとの評価の結果、次のア又はイのいずれかに該当する者であって、継続的に言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員等がサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上の効果が期待できるとサービス担当者会議等を通じて認められるものについては、継続的に口腔機能向上サービスを提供すること。	平 12 老企 36 第 2 の 8(21)⑥
ア ロ腔清掃・唾液分泌・咀嚼・嚥下・食事摂取等の口腔機能の低下が認めら れる状態の者	
イ 当該サービスを継続しないことにより、口腔機能が著しく低下するおそれ のある者	
⑦ 口腔機能向上サービスの提供に当たっては、通知(「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」)を参考にしてください。	平 12 老企 36 第 2 の 8(21)⑦
⑧ 厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。 ただし、口腔機能向上加算(Ⅱ)のイについては、リハビリテーションマネジメント加算(ハ)においてLIFEへの情報提出を行っている場合は、同一の提出情報に限りいずれかの提出で差し支えありません。	平 12 老企 36 第 2 の 8(21) ⑧

7-21 口腔機能向 上加算 (介護予防)	口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1)口腔機能向上加算(I) 150単位 (2)口腔機能向上加算(II) 160単位	□はい □いいえ □非該当	平 18 厚労告 127 別表 5 のへ
7-22 サービス種 類相互算定 関係	利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間に、通所リハビリテーション費が算定されていません	□はい □いいえ □非該当	平 12 厚告 19 別表 7 の注 19
7-23 重度療養管 理加算	か。 ① 次のアからケに掲げる状態にある利用者(要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者に限る。)に対して、計画的な医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行った場合に、1日につき100単位を所定単位数に加算していますか。	□はい □いいえ □非該当	平 12 厚告 19 別表 7 の注 20
	※ただし、所要時間1時間以上2時間未満の通所リハビリテーションを行った場合は、算定できません。		
	ア 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態		平 27 厚告 94 第 18 号
	イ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態		弗 18 万
	ウ 中心静脈注射を実施している状態		
	エ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態		
	オ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している 状態		
	カ 膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和二 十五年厚生省令第十五号)別表第五号に掲げる身体障害者障害程度表の 四級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態		
	キ 経鼻胃管や胃瘻の経腸栄養が行われている状態		
	ク 褥瘡に対する治療を実施している状態		
	ケ 気管切開が行われている状態 ② 当該加算を算定する場合にあっては、当該医学的管理の内容等を診療録に記	□はい	平 12 老企 36
	録していますか。	□いいえ □非該当	第2の8(22)
7-24 科学的介護 推進体制加 算	次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして利用者に対し指定通所 リハビリテーションを行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につ き40単位を所定単位数に加算していますか。	□はい □いいえ □非該当	平 12 厚告 19 別表の 7 注 22
(介護予防 も同様)	イ 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用 者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出しているこ と。 ロ 必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直すなど、指定通所リハビ		

	リテーションの提供に当たって、イに規定する情報その他指定通所リハビ リテーションを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用してい ること。		
	① 原則として利用者全員を対象として、利用者ごとに注 19 に掲げる要件を満たした場合に、当該事業所の利用者全員に対して算定できるものであること。		平 12 老企 36 第 2 の 8 (24) 準用 7 (21)
	② 情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照すること。		
	③ 事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) のサイクル (PDCAサイクル) により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には、次のような一連の取組が求められる。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはならない。		
	イ 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する (Plan)。		
	ロ サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支 援や重度化防止に資する介護を実施する (Do)。		
	ハ LIFEへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同 して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う(Check)。		
	ニ 検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める(Action)。		
	④ 提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。		
7-25 中重度者ケ ア体制加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た通所リハビリテーション事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、通所リハビリテーションを行った場合は、1日につき 20 単位を所定単位数に加算していますか。	□はい □いいえ □非該当	平 12 厚告 19 別表の 7 注 21
	別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。 イ 人員基準を満たす看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で1以上を確保していること。		平 27 厚告 95 第 31 号
	ロ 前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者総数のうち、要介護3、 要介護4又は要介護5の利用者の割合が100分の30以上であること。		
	ハ 通所リハビリテーションを行う時間帯を通じて、専ら通所リハビリテーションの提供に当たる看護職員を1名以上配置していること。		
	※当該加算を算定するに当たり、シフトの作成時に看護職員の配置を欠かさないように注意してください。		
	【中重度者ケア体制加算の算定上の留意事項】		平 12 老企 36 第 2 の 8(23) 準用(第
	① 中重度者ケア体制加算は、暦月ごとに、指定居宅サービス等基準第93条第 1項に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常 勤換算で1以上確保する必要がある。		2 Ø 7(11))
	このため、常勤換算方法による職員数の算定方法は、暦月ごとの看護職員又は		

	介護職員の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することによって算定し、暦月において常勤換算方法で1以上確保していれば加算の要件を満たすこととする。 なお、常勤換算方法を計算する際の勤務延時間数については、サービス提供時間前後の延長加算を算定する際に配置する看護職員又は介護職員の勤務時間数は含めないこととし、常勤換算方法による員数については、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。		
	② 要介護3、要介護4又は要介護5である者の割合については、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定するものとし、要支援者に関しては人員数には含めません。 ③ 利用実人員数又は利用延人員数の割合の計算方法は、次の取扱いによるもの		
	は 利用美人員数又は利用延入員数の割合の計算方法は、次の取扱いによるものとする。 ア 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、前年度の実績による加算の届出はできな		
	い。 イ 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに市長に届		
	出を提出しなければならない。 ④ 看護職員は、通所リハビリテーションを行う時間帯を通じて1名以上配置する必要があり、他の職務との兼務は認められません。 ⑤ 中重度者ケア体制加算については、事業所を利用する利用者全員に算定することができる。		
7-26	⑥ 中重度者ケア体制加算を算定している事業所にあっては、中重度の要介護者であっても社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するリハビリテーションを計画的に実施するプログラムを作成することとする。 指定通所リハビリテーション事業所と同一建物に居住する者又は指定通所リハ	□はい	平 12 厚告 19
同一建物に 居住する者 に対するサ ービス	ビリテーション事業所と同一建物から当該指定通所リハビリテーション事業所 に通う者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、1日につき94単位を減算していますか。	□いいえ □非該当	別表 7 の注 23
	※「同一建物」とは、当該指定通所リハビリテーション事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の一階部分に指定通所リハビリテーション事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しません。 また、ここでいう同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定通所リハビリテーション事業所の指定通所リハビリテーション事業者と異な		準用平 12 老企 36 第 2 の 7(22)
	る場合であっても該当します。 ※減算の対象となるのは、当該事業所と同一建物に居住する者及び同一建物から指定通所リハビリテーションを利用する者に限られることに留意すること。 例えば、自宅(同一建物に居住する者を除く。)から通所リハビリテーション事業所へ通い、同一建物に宿泊する場合、この日は減算の対象となりませんが、同一建物に宿泊した者が通所リハビリテーション事業所へ通い、自宅(同一建物に		
	居住する者を除く)に帰る場合、この日は減算の対象となります。 ※傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合は、例外的に減算対象となりません。 具体的には、傷病により一時的に歩行困難となった者又は歩行困難な要介護者であって、かつ建物の構造上自力での通所が困難である者に対し、二人以上の従		

	業者が、当該利用者の居住する場所と当該指定通所リハビリテーション事業所の間の往復の移動を介助した場合に限られます。		
	ただし、この場合、二人以上の従業者による移動介助を必要とする理由や移動		
	介助の方法及び期間について、介護支援専門員とサービス担当者会議等で慎重に		
	検討し、その内容及び結果について通所リハビリテーション計画に記載してくだ さい。		
	また、移動介助者及び移動介助時の利用者の様子等について、記録してくださ		
	ν _°		
7-26	介護予防通所リハビリテーション事業所と同一建物に居住する者又は介護予防	口はい	平 18 厚労告 127
同一建物に居住する者	通所リハビリテーション事業所と同一建物から当該介護予防通所リハビリテーション事業所に通う者に対し、介護予防通所リハビリテーションを行った場合	□いいえ	別表 5の注9
に対するサ	は、1月につき次の単位を所定単位数から減算していますか。	□非該当	
ービス			
(介護予防)	イ 要支援1 376単位		
	ロ 要支援2 752単位		
	※ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむ		
	を得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行っ		
	た場合は、この限りではありません。		平 10 层件 10
7-27 送迎減算	利用者に対して、その居宅と通所リハビリテーション事業所の間の送迎を行わない場合は、片道につき 47 単位を減算していますか。	口はい	平 12 厚告 19 別表 7 の注 24
及危厥异	ない物口は、月旦にフされ 年世を概算しているりか。	□いいえ□非該当	7474
	※利用者が自ら通う場合、利用者の家族等が送迎を行う場合など事業者が送迎を	山外談目	平 12 老企 36 第 2
	実施していない場合は、片道につき減算の対象となります。		の8(26)準用(第
	ただし、「同一建物に居住する者に対するサービス」の減算の対象となっている場合には、当該減算の対象とはなりません。		2 Ø 7(23))
7-28	病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、通所リハビリテーション事	□はい	平 12 厚告 19
退院時共同	業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファ	□いいえ	別表7のハ
指導加算	レンスに参加し、退院時共同指導(病院又は診療所の主治の医師、理学療法士、作業療法士、言意際法士との他の従業者との思えば著者の他に関すると思えては思えては思えています。	□非該当	
(介護予防	作業療法士、言語聴覚士その他の従業者との間で当該者の状況等に関する情報を 相互に共有した上で、当該者又はその家族に対して、在宅でのリハビリテーショ		
も同様)	ンに必要な指導を共同して行い、その内容を在宅での通所リハビリテーション計		
	画に反映させることをいう。)を行った後に、当該者に対する初回の通所リハビ		
	リテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、600単位を加算していますか。		
	【退院時共同指導加算の算定上の留意事項】		平 12 老企 36 第 2
	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1		の 8(29)
	① 通所リハビリテーションにおける退院時共同指導とは、病院又は診療所の主		
	治の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の従業者との間で当該者 の状況等に関する情報を相互に共有した上で、当該者又はその家族に対して、在		
	宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行い、その内容を在宅での通		
	所リハビリテーション計画に反映させることをいいます。		
	② 退院時共同指導は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。 たがし テレビ電話装置等の近田について光芸者ではその実体の日音な想		
	ます。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該者又はその家族の同意を得なければなりません。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関		
	係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医		
	療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。		
	③ 退院時共同指導を行った場合は、その内容を記録すること。		
	④ 当該利用者が通所及び訪問リハビリテーション事業所を利用する場合にお		
	いて、各事業所の医師等がそれぞれ退院前カンファレンスに参加し、退院時共		
	同指導を行った場合は、各事業所において当該加算を算定可能です。		
	ただし、通所及び訪問リハビリテーション事業所が一体的に運営されている場合においては、併算定できません。		
7-29	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た通所	□はい	平 12 厚告 19
			別表7のニ

移行支援加 算	リハビリテーション事業所が、リハビリテーションを行い、利用者の指定通所リハビリテーション事業所等への移行等を支援した場合は、移行支援加算として、評価対象期間(※)の末日が属する年度の次の年度に限り、1 日につき 12 単位を加算していますか。	□いいえ □非該当	
	厚生労働大臣が定める基準は次のとおり		平 27 厚告 95 第 32 号
	ア 次のいずれにも適合すること。 (1)評価対象期間において指定通所リハビリテーションの提供を終了した者 (生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定した者を除く)のうち、 指定通所介護、認知症対応型通所介護、第1号通所事業その他社会参加に資 する取組を実施した者の占める割合が、100分の3を超えていること。		
	(2)評価対象期間中に通所リハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に、通所リハビリテーション従業者が、通所リハビリテーション終了者に対して、居宅訪問又は介護支援専門員から居宅サービス計画に関する情報提供を受けることにより、当該通所リハビリテーション終了者の指定通所等の実施状況を確認し、記録していること。		
	イ 12を通所リハビリテーション事業所の利用者の平均利用月数で除して 得た数(小数点第3位以下は切り上げ)が100分の27以上であること。		
	ウ 通所リハビリテーション修了者が指定通所リハビリテーション等の事業 所へ移行するに当たり、当該利用者のリハビリテーション計画書を移行先 の事業所へ提出すること。		
	※評価対象期間は、社会参加支援機能加算を算定する年度の初日の属する年の前年1月から12月までの期間。		
	【移行支援加算の算定上の留意事項】		平 12 老企 36 第 2 の 8(30) 準用(第
	① 移行支援加算におけるリハビリテーションは、通所リハビリテーション計画に家庭や社会への参加を可能とするための目標を作成した上で、利用者のADL及びIADLを向上させ、通所介護等(指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションは除く。)に移行させるものである。		2 Ø 5(16))
	② ア(1)における「その他社会参加に資する取組」には、医療機関への入院、介護保険施設への入所、訪問リハビリテーション、認知症対応型共同生活介護、介護予防・日常生活支援総合事業における訪問サービス事業等は含まれず、算定対象とならない。		
	③ 平均利用月数については、以下の式により計算してください。 イ (i)に掲げる数÷(ii)に掲げる数 (i) 当該事業所における評価対象期間の利用者ごとの利用者延月数の合計 (ii) (当該事業所における評価対象期間の新規利用者数の合計+当該事業 所における評価対象期間の新規終了者の合計)÷2		
	ロ イ(i)における利用者数には、当該施設の利用を開始して、その日のうち に利用を終了した者又は死亡した者を含む。		
	ハ イ(i)における利用者延月数は、利用者が評価対象期間において当該事業 所の提供する通所リハビリテーションを利用した月数の合計をいう。		
	二 イ(ii)における新規利用者数とは、当該評価対象期間に新たに当該事業所の提供する通所リハビリテーションを利用した者の数をいう。また、当該事業所の利用を終了後、12月以上の期間を空けて、当該事業所を再度利用した者については、新規利用者として取扱うこと。		
	ホ イ(ii)における新規終了者数とは、当該評価対象期間に当該事業所の提供		

	してママロー 1011 マート ここのが田本 44 マレ とせ の収 よこご	1	_
	する通所リハビリテーションの利用を終了した者の数をいう。		
	④ ①における「通所介護等(指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通		
	所リハビリテーションは除く。)」の確認は、通所リハビリテーション事業所の理		
	学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、通所リハビリテーション終了者の居宅		
	を訪問し、通所リハビリテーション計画書のアセスメント項目を活用しながら、		
	リハビリテーションの提供を終了した時と比較して、ADL及びIADL維持又		
	は改善していることを確認すること。		
	なお、電話等での実施を含め確認の手法は問わない。		
	⑤ 「当該利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供」につい		
	ては、利用者の円滑な移行を推進するため、指定訪問リハビリテーション終了者		
	が通所介護等(指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテー		
	ションは除く。)へ移行する際に、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、		
	口腔の実施及び一体的取組について」の別紙様式2-2-1及び2-2-2のリ		
	ハビリテーション計画書等の情報を利用者の同意の上で通所介護等(指定通所リ		
	ハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションは除く。)の事業所		
	へ提供すること。		
	なお、その際には、リハビリテーション計画書の全ての情報ではなく、本人・		
	家族等の希望、健康状態・経過、リハビリテーションの目標、リハビリテーショ		
	ンサービス等の情報を抜粋し、提供することで差し支えない。	_	표 10 등까요
7-30	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届け出た介	口はい	平 18 厚労告 127
一体的サー	護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び	□いいえ	別表 5 のト
ビス提供加	口腔機能向上サービスのいずれも実施した場合に、1月につき 480 単位を所定単	□非該当	
算	位数に加算していますか。		
(介護予防)			
	※ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算又は口腔機		
	機能向上加算を算定している場合には、当該加算は算定しない。		
	※別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。		
	(1) 介護予防サービス介護給付費単位数表の指定介護予防通所リハビリテー		
	ション費の栄養改善加算若しくは口腔機能向上加算に掲げる基準に適合		
	しているものとして市長に届け出て栄養改善サービス及び口腔機能向上		
	サービスを実施していること。		平 27 厚告 95
			第 109 号
	(2) 利用者が指定介護予防通所介護又は指定介護予防通所リハビリテーショ		
	ンの提供を受けた日において、当該利用者に対し、栄養改善サービス又は		
	口腔機能向上サービスのうちいずれかのサービスを行う日を1月につき		
	2回以上設けていること。		
	【一体的サービス提供加算の算定上の留意事項】		平 18-0317001 号
			別紙1第2の6(12)
	※当該加算は、基本サービスとしている運動器機能向上サービスに加えて、栄養		
	改善サービス及び口腔機能向上サービスを一体的に実施することにより、要支援		
	者の心身機能の改善効果を高め、介護予防に資するサービスを効果的に提供する		
	ことを目的とするものです。		
	なお、算定に当たっては以下に留意してください。		
	① 栄養改善加算及び口腔機能向上加算に掲げる各サービスの取扱いに従い適		
	切に実施していること。		
	② 基本サービスとしている運動器機能向上サービスに加えて、栄養改善サービ		
	ス及び口腔機能向上サービスを一体的に実施するに当たって、各選択的サービス		
	を担当する専門の職種が相互に連携を図り、より効果的なサービスの提供方法等		
	について検討すること。		
7-31	次の①~③の基準に適合しているものとして市長に届け出た指定通所リハビ	口はい	平 12 厚告 19
サービス提	リテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場	□いいえ	別表7のホ
供体制強化	合は、次の区分により、1回につき次の単位数を加算していますか。	□非該当	
加算		,	
1			

(II) (II)	(1) サービス提供体制強化加算 (I) 22単位 (2) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 18単位 (3) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) 6単位	算定して いる 加算に ☑	
	※上記のいずれかの加算を算定している場合は、上記の他の加算は算定できません。		
	① サービス提供体制強化加算 (I) 次に掲げる基準のいずれにも該当すること		平 27 厚告 95 第 33 号
	(1)次のいずれかに該当すること ・指定通所リハビリテーション事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉 士の占める割合が100分の70以上であること。 ・指定通所リハビリテーション事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数 10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。 (2)定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。		
	② サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも該当すること		
	(1)次のいずれかに該当すること・指定通所リハビリテーション事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 50 以上であること。(2)①(2)に該当すること。		
	③ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも該当すること		
	(1)次のいずれかに該当すること ・指定通所リハビリテーション事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士 の占める割合が 100 分の 40 以上であること。 ・指定通所リハビリテーションを利用者に直接提供する職員の総数のうち、 勤続年数 7 年以上の者の占める割合が 100 分の 30 以上であること (2)①(2)に該当すること。		
	※職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く)の平均を用います。 ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用います。 したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業所については、4月目以降届出が可能となります。		平 12 老企 36 第 2 の 8 (31) 準用 第 2 の 3 (12)
	この場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。 その割合については、毎月記録し、所定の割合を下回った場合、届出を提出しなければなりません。		
	※介護福祉士又は実務書研修終了者若しくは介護職員基礎研修課程終了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の過程を終了している者とします。		
	※勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数とします。		
	※勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができます。		

	※同一の事業所において介護予防通所リハビリテーションを一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行います。 ※通所リハビリテーションを利用者に直接提供する職員とは、理学療法士等、看 護職員又は介護職員として勤務を行う職員です。		
	なお、1時間以上2時間未満の通所リハビリテーションを算定する場合であって、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師がリハビリテーションを提供する場合にあっては、これらの職員に含まれます。		
7-31 サービス提 供体制強化 加算 (介護予防) (I)	次の①~③の基準に適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、介護予防 通所リハビリテーションを行った場合は、次の区分により、利用者の要支援状態区分に応じて1月につき次の単位数を加算していますか。 (1)サービス提供体制強化加算(I)	□はい □ いいえ □ 非該当	平 18 厚労告 127 別表 5 のリ
(Ⅲ) (Ⅲ)	要支援1:88単位、 要支援2:176単位	加算に図	
(11)	(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 要支援1:72単位、 要支援2:144単位	□ (II)	
	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 要支援1:24単位、 要支援2:48単位		
	※上記のいずれかの加算を算定している場合は、上記の他の加算は算定できません。		
	① サービス提供体制強化加算 (I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		平 27 厚告 95
	(1)次のいずれかに適合すること。 ・指定通所リハビリテーション事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 70 以上であること。 ・指定通所リハビリテーション事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数 10 年以上の介護福祉士 の占める割合が 100 分の 25 以上であること。		第 113 号 (準用第 33 号)
	(2)定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。		
	② サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	(1)介護予防通所リハビリテーション事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 40 以上であること (2)①(2)に該当するものであること。		
	③ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	(1)次のいずれかに適合すること。 ・指定通所リハビリテーション事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉 士の占める割合が 100 分の 40 以上であること。		
	・指定通所リハビリテーションを利用者に直接提供する職員の総数のうち、 勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。		
	(2) ①(2)に該当するものであること。		# 40 E #:
7-32	別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施	口はい	平 12 厚告 19
介護職員等	しているものとして、市長に届出を行った指定通所リハビリテーション事業所	□いいえ	別表7のへ
処遇改善加	が、利用者に対し、指定通所リハビリテーション事業を行った場合は、当該基準	□非該当	

平 18 厚労告 127 に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 算(介護予 別表1のヌ 防も同様) (1) 介護職員等処遇改善加算(I) 算定区分 【令和6年 算定した総単位数(※)の1000分の86に相当する単位数 \square (I) 6月1日施 ※ 以下の①~⑩の基準(⑪の基準は該当する場合)のいずれにも適合する \square (Π) こと。 行】 \square (\blacksquare) (2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) \square (IV) (介護職員 算定した総単位数(※)の1000分の83に相当する単位数 処遇改善加 ※ 以下の①~⑨の基準(⑪の基準は該当する場合)のいずれにも適合する 算、介護職 こと。 員等特定処 (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 遇改善加算 算定した総単位数(※)の1000分の66に相当する単位数 及び介護職 ※ 以下の①(一)及び②~⑧の基準(⑪の基準は該当する場合)のいずれに 員等ベース も適合すること。 アップ等支 (4) 介護職員等処遇改善加算(IV) 援加算を一 算定した総単位数(※)の 1000 分の 53 に相当する単位数 本化した加 ※ 以下の①(一)、②~⑥、⑦(一)~(四)及び⑧の基準(⑪の基準は該当す 算) る場合)のいずれにも適合すること。 ※上記の「算定した総単位数」 単位数表の「4 指定通所リハビリテーション事業所」のイからヨまでにより 算定した単位数(基本となる単位数に各種加算・減算の計算を行った後の総単 位数) ※ただし、いずれかの加算を算定している場合においては、その他の加算は算定 【厚生労働大臣が定める基準(平27厚労告95)第五十八号(第四十八号準用)】 以下の基準①~⑩ 【令和6年厚生労働省告示第86号 附則第3条第2項】以下の基準⑪ 平 18-0331005 2-5 (21) ※以下の基準①~⑪については、「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考 (準用2の(21)) え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和7年度分)」(令和7年 2月7日付け厚生労働省老健局長通知)で示す主な要件をまとめて記載している。 [賃金改善の実施に係る基本的な考え方] ※介護サービス事業者又は介護保険施設(以下「介護サービス事業者等」という。) は、処遇改善加算の算定額に相当する介護職員その他の職員の賃金(基本給、手 当、賞与等(退職手当を除く。以下同じ。)を含む。)の改善(以下「賃金改善」 といい、当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことがで きる。) を実施しなければならない。 ※賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする項目を特定した上で行う ものとする。この場合、「特別事情届出書」届出を行う場合を除き、特定した項目 を含め、賃金水準(賃金の高さの水準をいう。以下同じ。)を低下させてはならな い。また、安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望 ましい。 ※令和7年度に、令和6年度と比較して増加した処遇改善加算I~IVの上位区分 への移行及び新規算定によるものについて、介護サービス事業者等は、独自の賃 金改善を含む過去の賃金改善の実績に関わらず、新たに増加した処遇改善加算の 算定額に相当する介護職員その他の職員の賃金改善を新規に実施しなければな

その際、新規に実施する賃金改善は、ベースアップ(賃金表の改訂により基本 給又は決まって毎月支払われる手当の額を変更し、賃金水準を一律に引き上げる

らない。

ことをいう。以下同じ。)により行うことを基本とする。ただし、ベースアップの みにより当該賃金改善を行うことができない場合 (例えば、賃金体系等を整備途 上である場合)には、必要に応じて、その他の手当、一時金等を組み合わせて実 施しても差し支えない。

※処遇改善加算を用いて行う賃金改善における職種間の賃金配分については、介護職員への配分を基本とし、特に「経験・技能のある介護職員」(介護福祉士であって、経験・技能を有する介護職員と認められる者をいう。具体的には、介護福祉士の資格を有するとともに、所属する法人等における勤続年数10年以上の介護職員を基本としつつ、他の法人における経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業者の裁量で設定することとする。以下同じ。)に重点的に配分することとするが、介護サービス事業者等の判断により、介護職員以外の職種への配分も含め、事業所内で柔軟な配分を認めることとする。 ただし、例えば、一部の職員に加算を原資とする賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部の事業所のみに賃金改善を集中させることなど、職務の内容や勤務の実態に見合わない著しく偏った配分は行わないこと。

[令和6年度の加算額の一部を令和7年度に繰り越した介護サービス事業者等における取扱い]

※令和6年度においては、介護サービス事業者等の判断により、令和6年度に令和5年度と比較して増加した加算額の一部を令和7年度に繰り越した上で令和7年度分の賃金改善に充てることを認めることとし、令和6年度分の加算の算定額の全額を令和6年度分の賃金改善に充てることは求めないこととした。

その際、令和7年度の賃金改善の原資として繰り越す額(以下「繰越額」という。)の上限は、令和6年度に、仮に令和5年度末(令和6年3月)時点で算定していた旧3加算を継続して算定する場合に見込まれる加算額と、令和6年度の処遇改善加算及び旧3加算の加算額(処遇改善計画書においては加算の見込額をいう。)を比較して増加した額とし、繰越額については、全額を令和7年度の更なる賃金改善に充てることについて誓約した上で、令和7年度の処遇改善計画書・実績報告書において、当該繰越額を用いた賃金改善の計画・報告の提出を求めることとしている。

① 介護職員その他の職員の「賃金改善」(退職手当を除く賃金の改善) について、次に掲げる基準(一) (二)のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。) が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 【月額賃金改善要件 I (月給による賃金改善)】

当該事業所が仮に介護職員等処遇改善加算(IV)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。

[令和7年3月31日までの経過措置](令和6年厚生労働省告示第86号 附則第3条第1項)適用しない。

※処遇改善加算 \mathbb{I} \mathbb{I} \mathbb{I} 0 加算額の 2 分の 1 以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「基本給等」という。)の改善に充てること。また、事業所等が処遇改善加算 \mathbb{I} \mathbb{I} 0 から \mathbb{I} 1 までのいずれかを算定する場合にあっては、仮に処遇改善加算 \mathbb{I} 0 を算定する場合に見込まれる加算額の 2 分の 1 以上を基本給等の改善に充てること。

※処遇改善加算を未算定の事業所が新規に処遇改善加算 I からIVまでのいずれかを算定し始める場合を除き、本要件を満たすために、賃金総額を新たに増加させる必要はない。したがって、基本給等以外の手当又は一時金により行っている

賃金改善の一部を減額し、その分を基本給等に付け替えることで、本要件を満た すこととして差し支えない。

※既に本要件を満たしている事業所等においては、新規の取組を行う必要はない。

(二)【キャリアパス要件IV(改善後の年額賃金改善)】

当該事業所において、「経験・技能のある介護職員」(介護福祉士であって、 経験及び技能を有する介護職員と認められる者)のうち1人は、賃金改善後の 賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善 加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難 である場合はこの限りでないこと。

※経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込額(処遇改善加算を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。)が年額440万円以上であること(処遇改善加算による賃金改善以前の賃金が年額440万円以上である者を除く。)。ただし、以下の場合など、例外的に当該賃金改善が困難な場合であって、合理的な説明がある場合はこの限りではない。

- ・ 小規模事業所等で職種間の賃金バランスに配慮が必要な場合
- ・ 職員全体の賃金水準が低い、地域の賃金水準が低い等の理由により、直ち に年額440万円まで賃金を引き上げることが困難な場合
- ・ 年額440万円の賃金改善を行うに当たり、規程の整備や研修・実務経験 の蓄積などに一定期間を要する場合
- ② 当該事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること。
- ③ 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ること。
- ④ 当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。
- ⑤ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- ⑥ 当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準(一)~(六)のいずれにも適合すること。

【キャリアパス要件 I (任用要件・賃金体系の整備等)】

- (一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員 の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
- (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

※次の1)から3)までを全て満たすこと。

- 1) 介護職員の任用の際における職位、職責、職務内容等に応じた任用等の 要件(介護職員の賃金に関するものを含む。) を定めていること。
- 2) 1)に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系(一時金等の臨時

的に支払われるものを除く。) について定めていること。

3) 1)及び2)の内容について就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。

※常時雇用する者の数が 10 人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記三の要件を満たすこととしても差し支えない。

※令和7年度においては、処遇改善計画書において令和8年3月末までに上記1)及び2)の定めの整備を行うことを誓約した場合は、令和7年度当初からキャリアパス要件Iを満たすものとして取り扱っても差し支えないこととする。当該誓約をした場合は、令和8年3月末までに当該定めの整備を行い、実績報告書においてその旨を報告することとする。

【キャリアパス要件Ⅱ (研修の実施等)】

- (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- (四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。

※次の1)及び2)を満たすこと。

- 1) 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質 向上の目標及び a 又は b に掲げる事項に関する具体的な計画を策定 し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- a 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等(OJT、OFF-JT 等)を実施するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。
- b 資格取得のための支援(研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付 与、費用(交通費、受講料等)の援助等)を実施すること。
- 2) 1)について、全ての介護職員に周知していること。

※ただし、令和7年度においては、処遇改善計画書において令和8年3月末までに上記1)の計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約した場合は、令和7年度当初からキャリアパス要件IIを満たしたものとして取り扱うこととして差し支えないこととする。当該誓約をした場合は、令和8年3月末までに当該計画の策定等を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。

【キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)】

- (五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の 基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。
- (六) (五)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

※次の1)及び2)を満たすこと。

- 1) 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次のaからcまでのいずれかに該当する仕組みであること。
 - a 経験に応じて昇給する仕組み 「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。
- b 資格等に応じて昇給する仕組み 介護福祉士等の資格の取得や実務者研修等の修了状況に応じて 昇給する仕組みであること。ただし、別法人等で介護福祉士資格を 取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図 られる仕組みであることを要する。

- c 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み 「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組み であること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されて いることを要する。
- 2) 1)の内容について、就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。

※常時雇用する者の数が 10 人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記 2)の要件を満たすこととしても差し支えない。

※令和7年度においては、処遇改善計画書において令和8年3月末までに上記1)の仕組みの整備を行うことを誓約した場合は、令和7年度当初からキャリアパス要件Ⅲを満たしたものと取り扱うこととして差し支えないこととする。当該誓約をした場合は、令和8年3月末までに当該仕組みの整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。

【職場環境等要件】

- ⑧ ②の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。
- ⑨ ⑧の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法 により公表していること。

※処遇改善加算 I からIVまでのいずれかを算定する場合は、別紙 1 表に掲げる処遇改善の取組を実施し、その内容を全ての職員に周知すること。

※処遇加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、別紙1表5の「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに2以上の取組を実施し、処遇加算Ⅲ又はⅣを算定する場合は、上記の区分ごとに1以上の取組を実施すること。

※処遇改善加算 I 又はⅡを算定する場合は、同表中「生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組」のうち3以上の取組(うち⑪又は⑱は必須)を実施し、処遇改善加算Ⅲ又はⅣを算定する場合は「生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組」のうち2以上の取組を実施すること。

ただし、生産性向上推進体制加算を算定している場合には、「生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組」の要件を満たすものとし、1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者は、20の取組を実施していれば、「生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組」の要件を満たすものとする。

※処遇改善加算 I 又はⅡを算定する場合は、職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表すること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、処遇改善加算の算定状況を報告するとともに、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目及びその具体的な取組内容を「事業所の特色」欄に記載すること。当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。

※令和7年度においては、処遇改善計画書において令和8年3月末までに職場環境等要件に係る取組を行うことを誓約した場合は、令和7年度当初から職場環境等要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えないこととする。当該誓約

をした場合は、令和8年3月末までに当該取組を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。また、介護人材確保・職場環境改善等事業の申請を行った場合は、令和7年度における職場環境等要件に係る適用を猶予することとする。介護人材確保・職場環境改善等事業の申請を行い、職場環境等要件の適用猶予を受ける場合には、処遇改善加算の申請と併せて、別紙様式2-3及び別紙様式2-4に定める様式により、介護人材確保・職場環境改善等事業の申請も行うこと。

⑩【キャリアパス要件V(介護福祉士等の配置要件)】

通所リハビリテーション事業介護費、介護予防通所リハビリテーション費に おけるサービス提供体制強化加算(I)又は(II)のいずれかを届け出ていること。

①【月額賃金改善要件Ⅱ(旧ベースアップ等加算相当の賃金改善)】(令和6年厚生労働省告示第86号の附則第3条第2項に規定する基準)

※令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所が、令和8年3月31日までの間において、新規に処遇改善加算IからIVまでのいずれかを算定する場合には、令和7年度においては、旧ベースアップ等加算相当の加算額が新たに増加するため、当該事業所が仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる加算額の3分の2以上の基本給等の引上げを新規に実施しなければならない。その際、当該基本給等の引上げは、ベースアップにより行うことを基本とする。

※令和6年5月以前に旧3加算を算定していなかった事業所及び令和6年6月 以降に開設された事業所が、処遇改善加算ⅠからIVまでのいずれかを新規に算定 する場合には、月額賃金改善要件Ⅱの適用を受けない。

※令和7年度に本要件の適用を受ける事業所は、初めて処遇改善加算IからIVまでのいずれかを算定した年度となる令和7年度の実績報告書において、当該賃金改善の実施について報告しなければならない。

[処遇改善加算の停止]

市長は、処遇改善加算を取得する介護サービス事業者等が以下の①又は②に該当する場合は、既に支給された処遇改善加算の一部若しくは全部を不正受給として返還させること又は処遇改善加算を取り消すことができる。

- ① 処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善が行われていない、賃金水準の引下げを行いながら特別事情届出書の届出が行われていない等、大臣基準告示及び本通知に記載の算定要件を満たさない場合
- ① 虚偽又は不正の手段により加算を受けた場合